

家庭での健全養育こそ、子どもの未来を拓く

～「真に」子どもにやさしい国をめざして～

「大臣が官僚と闘って獲得した『こどもの権利』」

国際医療福祉大学大学院公開講座
乃木坂スクール

「前例を超え・前例を創ったプロフェッショナルたち
～私を変えた事件・経験・思想～」

大熊由紀子教授

2024年7月4日

元 厚生労働大臣 塩崎 恭久
(NPO) 子どもリエゾンえひめアドバイザー

<目次>

1. 前例を超え、前例を創る	2
2. 乳幼児期の「愛着形成」こそ「健全養育」の礎	19
3. 「浮浪児対策の延長」と「過少な保護児童数」の日本	26
4. 「家庭養育優先原則」へ大転換。されど、変化の加速なし	33
5. 「親の同意」よりも、「子どもの健全養育」を	45
6. 「タックス・イーター」でなく、「タックス・ペイヤー」を育む	57
7. 家庭養育の加速は待ったなし	67

<目次>

1. 前例を超え、前例を創る	2
2. 乳幼児期の「愛着形成」こそ「健全養育」の礎	19
3. 「浮浪児対策の延長」と「過少な保護児童数」の日本	26
4. 「家庭養育優先原則」へ大転換。されど、変化の加速なし	33
5. 「親の同意」よりも、「子どもの健全養育」を	45
6. 「タックス・イーター」でなく、「タックス・ペイヤー」を育む	57
7. 家庭養育の加速は待ったなし	67

塩崎やすひさが方向性を決定付けた主な**政府提出法**一覧 (2021年7月現在)

年	法律名等	概要
2001	「司法制度改革推進法」	国民の視点から、利用しやすく、分かりやすく、司法の基本制度を抜本的に見直す大改革。裁判の迅速化、法テラスの整備、法曹養成制度改革等もその一環。
2003	「公認会計士法」 (改正法)	我が国の資本市場に対する投資家の信頼向上と市場の活性化に向けて、公認会計士の使命および職責の明確化、公認会計士等の独立性の強化に向けた規定を改正法に明記。
2005	「独占禁止法」 (改正法)	カルテルや談合事件の抑止力を強化するために、課徴金の大幅引き上げ、自己申告により課徴金を減免する制度(リーニエンシー制度)の導入等、法改正により、抜本改革が実現。
2014	「学校教育法等93条」 (改正法)	大学が人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮するため、教授会は教育研究に関する決定機関ではなく、学長の諮問機関であることを明確化する等、学長のリーダーシップを強化し、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築。
	コーポレートガバナンスの強化に向けた「会社法」 (改正法)	日本企業に対する国内外の投資家の信託を確保するべく、経営者から独立した社外取締役を「少なくとも一人選任」することを事実上義務付け、改正案成立。
2015	「女性活躍推進法」	女性が輝く社会の実現に向けて、大企業に対し、数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・届出・公表や女性活躍に関する情報の公表を義務化。
2016	「外国人技能実習法」	実習生の活躍の場、期間を拡充するとともに、母国を離れて来た実習生が劣悪な環境で働くことのないよう、規制強化を通じて労働環境を整備。
	GPIFの新たなガバナンスを定めた「年金改革法」 (改正法)	国民の大切な年金を預かり、運用する GPIF のガバナンス強化のため、理事長の独任制を改め、運用方針等の重要事項について、外部の有識者からなる合議制の経営委員会が意思決定を行う仕組みへ転換、意思決定・監督と執行を分離。
2016、2017	「児童福祉法」 (改正法)	「子どもの権利」、「家庭養育優先原則」などを法律上、初めて明記。さらに在宅養育への司法関与も導入するなど、異例の2年連続改定により、児童福祉を抜本改革。
	「雇用保険法」 (改正法)	一度目の改正は、65歳以上の方への雇用保険の適用拡大、非正規社員の育休取得要件緩和、介護休業の柔軟化などを新たに規定。二度目の改正においては、企業の生産性向上を後押しすることを目的に、雇用関係助成金の理念に「労働生産性」の概念を初めて明記。
2017	特定機能病院の機能強化に関する「医療法」 (改正法)	医療事故の防止に向け、特定機能病院のガバナンス等を格段に強化。例えば、病院長の選出は選挙を禁止し、「経験」や「指導力」等、必要な資質を明示の上、選考委員会が選出。また、病院運営の重要事項は合議による決定を義務付け。
	医務技監を創設する「厚生労働省設置法」 (改正法)	少子高齢化社会の到来、ゲノム解析や AI 等の技術革新、エボラ出血熱等の国境を越えた公衆衛生危機等の社会情勢変化に対応すべく、国の医療・保健政策の司令塔となる、次官級の「医務技監」を新設。
	「精神保健福祉法」 <改正法・未成立>	精神障害者に対する医療は、人権を尊重し、病状の改善を目的とすることなどを国に義務付け。また、措置入院した患者が退院後も継続的な医療的、福祉的、就労等支援を受けられ、社会復帰を容易化する仕組みを整備する法案。
2019	社外取締役設置義務化のための「会社法」改正	上場会社等に関しては、社外取締役を置くことを法定義務化。

塩崎やすひさが手がけた主な**議員立法**一覧 (2021年7月現在)

年	法律名等	概要
1995	「科学技術基本法」	科学技術振興を国家戦略として初めて位置づける法律。新人議員として、逐条作成。
1997	「ストックオプション法」 (商法改正)	本邦初のストックオプション(従業員に自社株を一定価格で購入する権利を与える)制度を導入。
1998	「金融再生法」	金融国会において「政策新人類」として、「一時国有化」など新たな銀行破綻処理制度を、与野党を超えて創設。
1999	「コミットメントライン法」 (特定融資契約法)	いつでも一定限度額まで借入れ可能とする銀行等の「コミットメントライン(特定融資契約)」制度の創設。
2001	「健全銀行不良債権買取法」 (金融再生法改正)	健全銀行による整理回収機構(RCC)への不良債権買取申し込みを可能とする制度創設。
2003	「医療観察法」	重大犯罪を犯した精神障害者を、特別の治療施設に収容、治療し、健康回復と犯罪再発防止を目指す法律。閣法の議員修正、答弁を一手に担当。
2004	「犯罪被害者等基本法」	犯罪被害者やその家族等のための施策を、総合的・計画的に推進し、権利利益の保護を図る。個人の尊厳が重んじられ、それに相応しい処遇保障の権利などを規定。
2005	「継続的開示義務違反課徴金法」 (証券取引法改正)	西武鉄道事件と同様、有価証券報告書上の虚偽記載による継続的開示義務違反への課徴金制度導入。
2009	「改正児童ポルノ禁止法」 <2014年6月成立>	所持罪(自公案)、取得罪(民主案)の対立を「単純所持罪の新設」により、その他事項を含め法案骨格につき与野党で大筋合意。
2010	「幹部公務員法案等」 <未成立>	内閣人事局を設置し、審議官以上の幹部を一般公務員と分け、省庁横断的に内閣が管理。若手、民間人などの幹部への抜擢を推進。国家の司令塔強化の一環。
2011	「国会原発事故調査委員会法」	福島第一原発事故の原因究明等のため、憲政史上初めて国会に民間専門家による独立調査機関を設置。国政調査権並みの権限付与。
2012	「原子力規制委員会設置法」	国民の信頼回復のため、IAEA安全基準に合致した、独立性、専門性の高い、一元化された新たな原子力規制組織を創設。政府は塩崎案を「ほぼ丸のみ」。
2013	「公正競争条件確保法案」 <未成立>	国が公的資金による私企業救済を行う際、市場の競争原理を歪めないためのガイドラインを公取委が設ける法案。11月、衆議院に提出。
	「がん登録法」	努力義務であった地域がん登録を法定化し、全国がん患者の診察情報等を一元集約化し、罹患分析や治療法の向上に貢献。自公及び、民主党を除く全野党の共同提案による議員立法。12月衆参で可決され成立。
2015	「改正瀬戸内法」 (2021年通常国会にて、閣法として再改正)	瀬戸内海の漁獲量や藻場・干潟の減少等を受け、その価値・機能が最大限に発揮された「豊かな海」に生まれ変わらせることを目的とする。瀬戸内海再生議員連盟の会長として議連を超党派化し、自民・公明・民主・維新の4党の共同提案で提出、成立。
2016	「成年後見制度改革法」	成年後見人が、被後見人宛て郵便物の転送を受け、適正に管理する事を可能とし、加えて被後見人死亡後の成年後見人の権限を明確化。公明党が推進する成年後見人の利用促進案に加える形で、自公共同提案として提出、成立。
2021	「子ども基本法」	子どもの権利条約に基づき、子どもの権利を常に保障するための総合的な政策を推進するための法律を「子ども庁(仮称)」設置に合わせ導入。

原点は高校時代に作られる。

「このころは高校生活の終盤で、ぼくは学校や社会の制度を解体するような運動に身を投じていたわけですが、同時代の作曲家たちも、既存の音楽の制度や構造を極端な形で解体しようとしていた。……「解体の時代」でした。

そういう思いが自分の音学として具体的な形をとっていくのはまだ少し先のことですが、問題意識自体は、今とあまり変わらないものを持っていたように思います。いまのぼくと、一直線につながっている。坂本龍一の原型は、このころすでにできあがっていたのかも知れません。」

——「音楽は自由にする」 坂本龍一 新潮文庫（令和5年5月1日）

」の創設

「四半世紀余にわたって私が取り組んできた主な大きな課題や議員立法による問題解決への取り組み……共通項は国家ガバナンスに関わる重要課題であることだ。同時に、政治家としては『票にも金にもならない』と言われるような、反対勢力による抵抗が強い課題ばかりだった。

……なぜこのような問題ばかりに取り組んできたかを振り返ってみると、その原点は、新宿高校時代に育まれたと確信する。どんなに難しくとも、手間や時間がかかろうとも、その高き理念や目標に向かって前進し続け、望む声が時に小さく弱くとも、国民益につながる結果をもたらし得るならば貫徹する、との取り組み姿勢こそがそれだ。」

——「原点を育むとき」 塩崎恭久 府立六中・新宿高校百周年記念誌（令和5年6月）

1960年台後半、世界の若者は主張した。

ベトナム戦争



徴兵拒否したキャシアス・クレイ
(後のモハメッド・アリ)



ジョン・レノンとオノ・ヨーコの
「平和のベッド・イン」

パリ5月革命



全共闘、東大安田講堂、ベ平連、新宿高校



毎週土曜日の晩、新宿駅西口広場に集まるベ平連



都立新宿高校校舎の前でアジ演説中の坂本龍一君 (1969年秋)



東大・安田講堂
(1969年1月)

～坂本龍一君との思い出～



自由、平等、多様性、相互尊重を学んだA F S 米国高校留学 (1967~68年)

<カリフォルニア州>



120人余りの留学予定者全員で
事前オリエンテーション (御殿場)



都立新宿高校同級生による壮行会



considering the issue. capitalize on individual differences.

Exchange Students Arrive, Commence Year of Study

Redwood will be host this year to nine foreign exchange students. Five are sponsored by various exchange programs, while four will be studying under student visas.

From Redwood's sister school in Preetz, Germany, on the SAS Exchange, comes Peter Langecher, a junior who will be living with junior Jim Cunningham of Larkspur.

BLANDFORD EXCHANGE
Redwood's new sister school in Blandford, England, has sent senior John Early, on a program which eventually will become part of the SAS exchange. John will be staying with Rick Scott of Ross.

Malini Prebhu and Yasuhisa Shiozaki arrived last month on the AFS program. Malini, a 17-year-old senior from Ranchi, India, has become a part of the Schultz family of Greenbrae. Yasuhisa, a 16-year-old boy from Tokyo, Japan, will be residing with the Lawrence-Deweys of Belvedere.

BRIGETTE FRANK, YFU
Youth for Understanding is sponsoring Brigette Frank of Germany.

who will be living with the Albert Seidels, a Ross family with no students presently attending Redwood.

Representatives from Sweden, Brazil, China, and Norway have arrived this month under student visas. Eva Manhardt, a 17-year-old junior from Malmo, Sweden, is staying with family friends, the Knechts of Greenbrae.

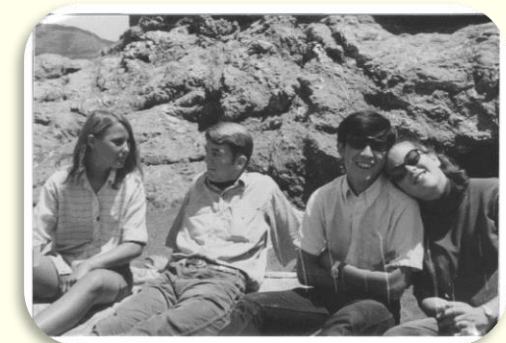
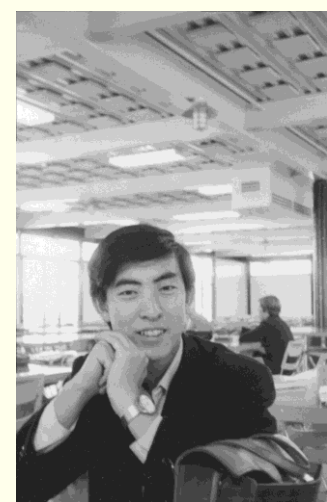
Clara Vieira, a Brazilian senior who presently speaks no English, arrived from Sao Paulo three weeks ago to live with her uncle, John Rapoza.

HONG KONG SENIOR
Michael Sun, a senior from Hong Kong has joined the George Bachers of Corte Madera in their home, where he will reside for the forth-coming school year.

Trigby Bals, a recent arrival from Norway, will be living with his uncle, Mr. Herbert Bals, and his cousin, senior David Pomeroy.

Exchange students attending Redwood for the first time are urged to contact The BARK staff in Room 181 for later news coverage.

NEW ARRIVALS from Redwood's four foreign exchange programs are Yasuhisa Shiozaki, Malini Prebhu, John Early, Brigette Franks, and Peter Langecher.



多様性の中で、学び方、ネットワーキング、“Never too late!”等を学んだハーバード大学K S G (1980~82年)

(参考)



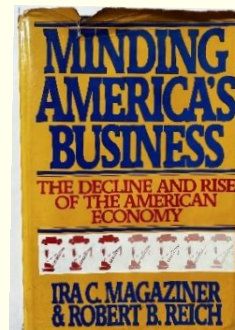
東京大学教養学科アメリカ科在学中の同級生4人 (前列左側が妻)



同級生には、のちの香港行政府長官も。



ロバート・ライシュ先生 (1993~97年 労働長官)



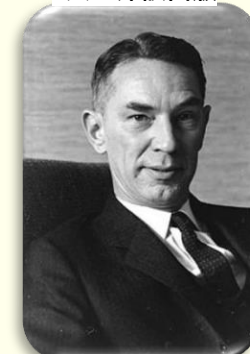
帰国後、同級生と共に3人で邦訳出版



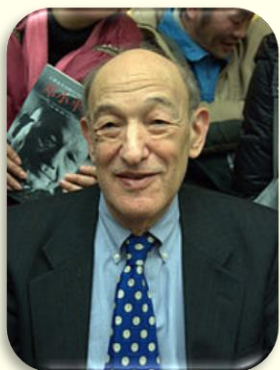
家族寮の1階は全て保育園



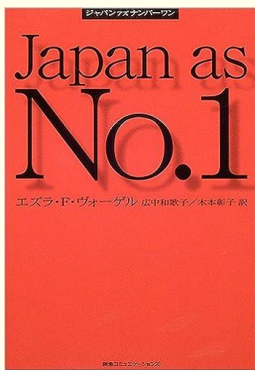
ワシントンDC ホワイトハウスも訪問



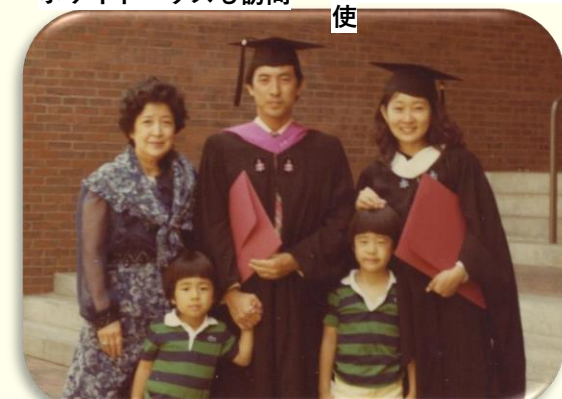
当時「日米プログラム」を率いておられたライシャワー元駐日大使



エズラ・ヴォーゲル先生



時に日本人留学生とその家族が我が家に集合 (含む自民党現幹事長、現文科大臣)

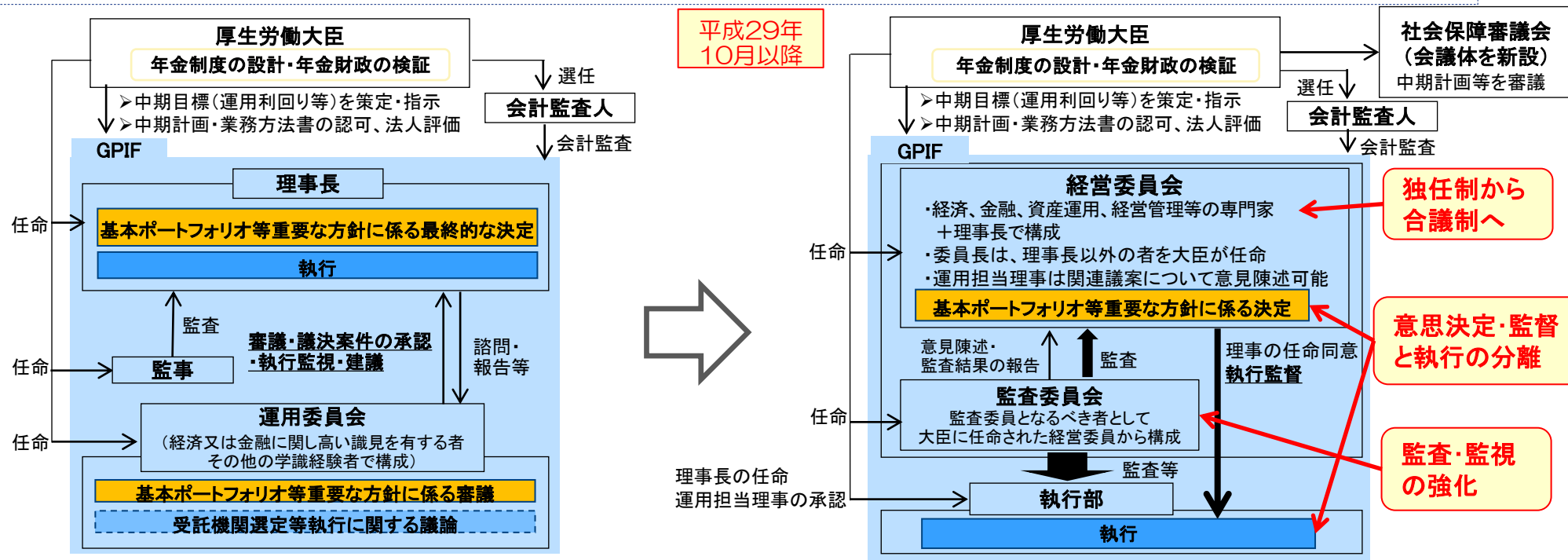


妻もハーバード大学教育学大学院を同時卒業

平成28年（2016年）GPIFガバナンス改革の概要

ガバナンス改革

- ① 独任制から合議制への転換 ⇒ 基本ポートフォリオ等の重要方針は合議制の経営委員会が決定
- ② 「意思決定・監督」と「執行」の分離 ⇒ 執行部を経営委員会が監督し、執行部の責任と権限を明確化



ガバナンスを強化するため、以下の仕組み（いわゆるモニタリングモデル）を導入。

- ① これまで理事長が一体的に行っていた意思決定と執行を分離し、**理事長以下の執行部の業務執行を適切に監督する外部有識者からなる合議制の機関（経営委員会）を設置**
- ② その際、執行部への監督がより実効性の高いものとなるよう、会社法において取締役からなる監査等委員会（※）も参考にして、監査や日常的な業務の監視を行う**監査委員を経営委員会の構成員とし、その監査等の結果（妥当性の監査も）を生かした監督を経営委員会が行う**

※会社法の監査等委員会設置会社では、取締役からなる監査等委員会によって、取締役の職務執行について妥当性監査も行うことが可能。

GPIFの基本ポートフォリオの変遷

● 2006(平成18)年4月1日～2013(平成25)年6月6日

	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	短期資産
資産構成割合	67%	8%	11%	9%	5%
乖離許容幅	±8%	±5%	±6%	±5%	—

● 2013(平成25)年6月7日～2014(平成26)年10月30日

	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	短期資産
資産構成割合	60%	11%	12%	12%	5%
乖離許容幅	±8%	±5%	±6%	±5%	—

● 2014(平成26)年10月31日～2020(令和2)年3月31日

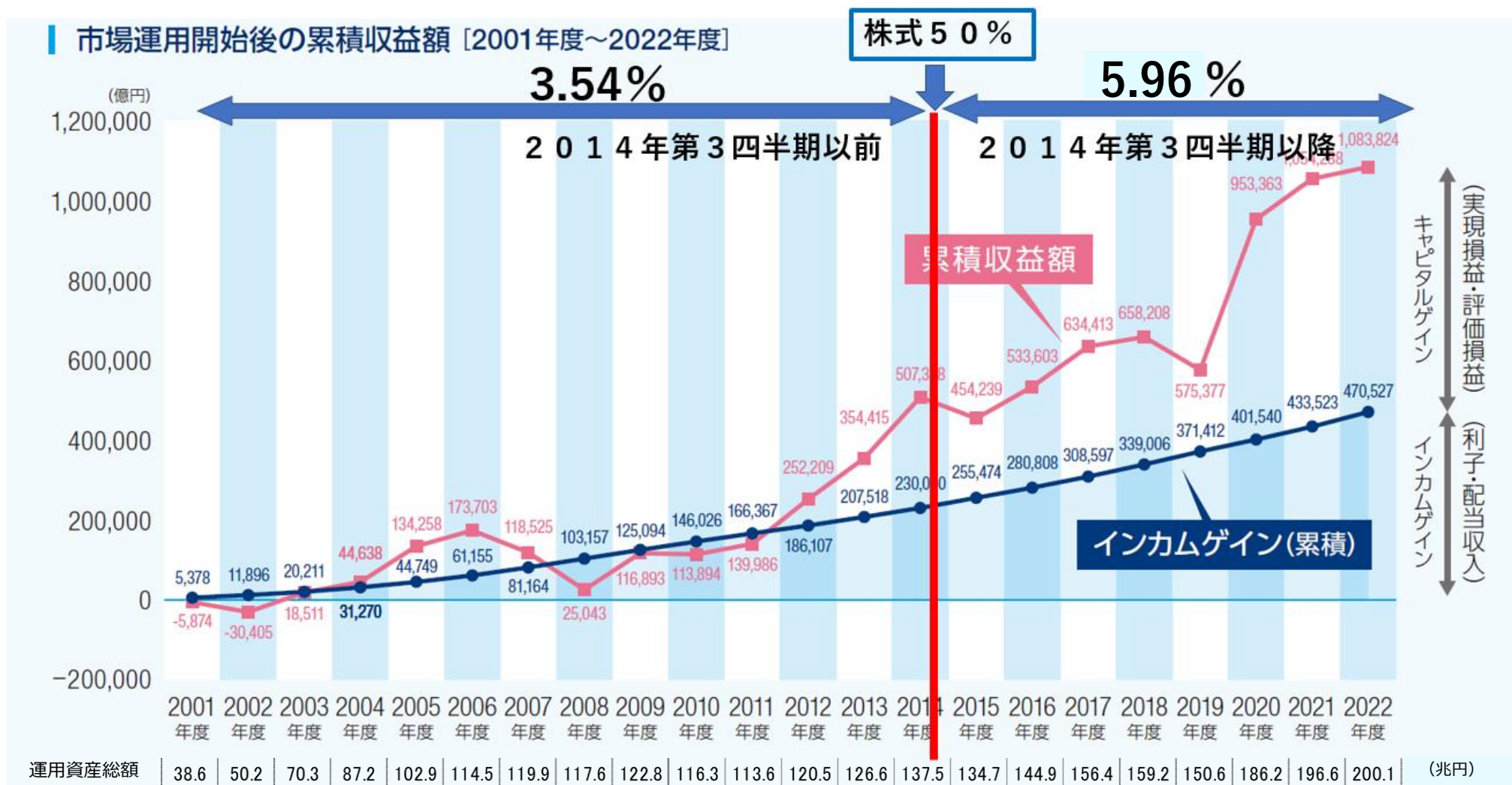
	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	短期資産
資産構成割合	35%	15%	25%	25%	—
乖離許容幅	±10%	±4%	±9%	±8%	—

● 2020(令和2)年4月1日～

	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	短期資産	
資産構成割合	25%	25%	25%	25%	—	
乖離許容幅	各資産	±7%	±6%	±8%	±7%	—
	債券・株式	±11%		±11%		—

- ◆オルタナティブ資産(インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの)は、リスク・リターン特性に応じて 国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。ただし、経済環境や市場環境の変化によって5%の上限遵守が困難となる場合には、経営委員会による審議・議決を経た上で、上振れを容認することとした。
- ◆為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券に区分することとした。
- ◆経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえて、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができることとしている。

年金積立金の市場運用開始後の累積収益額



運用資産総額 : **200.1兆円** (2022年度末時点)

パラダイムシフトにより、世界最高水準の健康先進国へ

「保健医療2035提言書」(2015年6月9日)



■我が国の保健医療が目指すべき目標

人々が世界最高水準の健康、医療を享受でき、安心、満足、納得を得ることができる持続可能な保健医療システムを構築し、我が国及び世界の繁栄に貢献する。

■2035年までに必要な保健医療のパラダイムシフト

保健医療が、住まい、地域づくり、働き方と調和しながら「社会システム」として機能するため、これまでの保健医療制度を規定してきた価値規範や原理、すなわち「パラダイム」を根本的に転換すべきである。

- 量の拡大から質の改善へ
- インプット中心から患者にとっての価値中心へ
- 行政による規制から当事者による規律へ
- キュア中心からケア中心へ
- 発散から統合へ

「保健医療2035」策定懇談会の構成
渋谷健司座長(東大教授〈当時〉)はじめ14名。
平均年齢42.7歳

「保健医療2035」から始まる日本のデータヘルス改革の歩み

2015年6月9日

- 「保健医療2035 提言書」
(「保健医療2035」策定懇談会)

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000088654.pdf

2016年10月19日

- 「ICTを活用した『次世代型保健医療システム』の構築に向けて 『データを『つくる』・『つなげる』・『ひらく』』」
(保健医療分野における ICT 活用推進懇談会)

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000140306.pdf

2017年7月4日

- 「国民の健康確保のためのビッグデータ活用推進に関するデータヘルス改革推進計画」
(厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000170006.pdf>

- 「支払基金業務効率化・高度化計画」(厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000170008.pdf>

2021年6月4日

- 「データヘルス改革に関する工程表について」(厚生労働省)

<https://drive.google.com/file/d/1SzqAg42JcmKF4T9BDQxOwMnw0eeKG5xU/view>

2022年5月17日

- 「『医療DX令和ビジョン2030』の提言」(自民党)

https://storage.jimin.jp/pdf/news/policy/203565_1.pdf

2022年10月11日

- 「医療DX推進本部の設置」(閣議決定)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/iryuu_dx_suishin/dai1/gjjsidai.html

2023年4月13日

- 「『医療DX令和ビジョン2030』の実現に向けて
～保健医療情報のデジタル活用により、すべての国民が最適な医療を受けられる国へ～」(自民党)

https://storage.jimin.jp/pdf/news/policy/205658_1.pdf

2023年6月2日

- 「医療DXの推進に関する工程表」(内閣官房 医療DX推進本部決定)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001140172.pdf>

「厚労省・データヘルス改革」(2017年)スタート時の基本的考え方

厚生労働省「国民の健康確保のためのビッグデータ活用推進に関するデータヘルス改革推進計画・工程表」(2017年7月4日)

国民の健康確保のためのビッグデータ活用推進に関するデータヘルス改革推進計画・工程表

保健医療データを徹底活用して、すべての国民の「より健康的な生活」を実現します

資料1

日本が直面する少子化・高齢化に伴う課題。解決のための重要な糸口の1つが、「データヘルス改革」。

日本は、世界に先駆けて超高齢社会に直面する。高齢者から子どもまで、一人一人の健康寿命をどう延ばすか、世界が注目しています。さらに、少子高齢化社会でも社会保障制度の持続可能性をいかに確保し続けるかという、未曾有の問題に取り組んでいきます。この解決のための重要な糸口の1つが、データヘルス改革です。

生活はどう変わるか

医療・介護従事者、研究者、保険者、企業、行政などが一丸となり、国民や患者を支え、健康に導きます。

- ・国民一人ひとりが、自らの健康データの変化を把握し、自ら予防行動をし易くする。
- ・経営者は、データ活用による健康経営の取組により、健康増進に伴う職員の活力向上による生産性向上が実現できる。
- ・医療的ケアが必要な障がい児(者)などが、緊急時の不安なく、安心して外出できる。
- ・予想外の災害や事故などに遭遇しても、安心して確かな医療を受けられる。
- ・科学的根拠ある介護サービスで、自立支援介護を実現し、本人・家族の不安を軽減する。
- ・ゲノム(遺伝子)医療により、がんの個別化医療が大幅に進み、がんの克服に近づく。
- ・認知症の要因を分析し、最適なキュアとケアを実現する。革新的創薬の研究を進めるとともに、認知症に伴う課題の克服を目指す。

どうやって実現するか

個人情報の確実な保護を前提に、データや最先端技術の果実を国民に。「国民、患者、利用者目線」で保健医療ICTサービスを開発、提供します。

個人情報の確実な保護を前提に、健康・医療・介護の縦割り構造を排除し、「データを有機的に連結可能にするICT環境の整備」、「保健医療データプラットフォームの構築」や「ゲノム解析やAIなどの最先端技術の医療への導入」等に向けた体制を整備。

同時に、膨大なデータを扱う審査支払機関を「業務集団」から「自ら考え、自ら行動する頭脳集団」に改革し、審査の全国統一化や、より円滑なビッグデータ活用の推進等を実現。

国民の医療・介護情報を守るため、AIを活用した先進的なセキュリティ監視や、防御技術を導入。データ利用に関して、セキュリティを確保するためのガイドラインや、利用状況のセキュリティ評価・監査結果を公開することにより、安心して保健医療データを利用できる環境を整備。

厚生労働省の「データヘルス改革推進本部」で、これらの改革を主導し、世界最高水準の保健医療サービスを実現。

電子カルテ情報及び交換方式の標準化、標準型電子カルテの検討

電子カルテ情報及び交換方式の標準化

(基本的な考え方)

➤ 医療機関同士などでのスムーズなデータ交換や共有を推進するため、HL7 FHIRを交換規格とし、交換する標準的なデータの項目及び電子的な仕様を定めた上で、それらの仕様を国として標準規格化する。

(具体的な取組)

➤ 厚生労働省においては、令和4年3月に、3文書6情報(※)を厚労省標準規格として採択。今後、医療現場での有用性を考慮しつつ、標準規格化の範囲の拡張を推進。令和4年度は厚生労働科学研究費補助金の事業において透析情報及び一部の感染症発生届の標準規格化に取り組む。

(※) 3文書：診療情報提供書、退院時サマリー、健診結果報告書

6情報：傷病名、アレルギー情報、感染症情報、薬剤禁忌情報、検査情報(救急時に有用な検査、生活習慣病関連の検査)、処方情報

標準型電子カルテの検討

➤ 併せて、今後、小規模の医療機関向けに、当該標準規格に準拠したクラウドベースの電子カルテ(標準型電子カルテ)の開発を検討。令和4年度は関係者へのヒアリングを実施しつつ、令和五年度の調査研究事業を実施する予定。

電子カルテ全体の標準化を断念!?

電子カルテ導入の現状(一般病院^{<注>})と厚労省の標準化案

厚生労働省「医療施設静態調査」 令和2年度

HL7 FHIRを交換規格とする方針<厚労省案>

	病床数 (病床シェア. %)	電子カルテ普及率(%)
400床	384,067 (30.1%)	91.7
200~300床	363,530 (28.5%)	75.7
200床以上	747,597 (58.6%)	84.3

「199床以下」+「診療所」のみ標準化の方針<厚労省案>

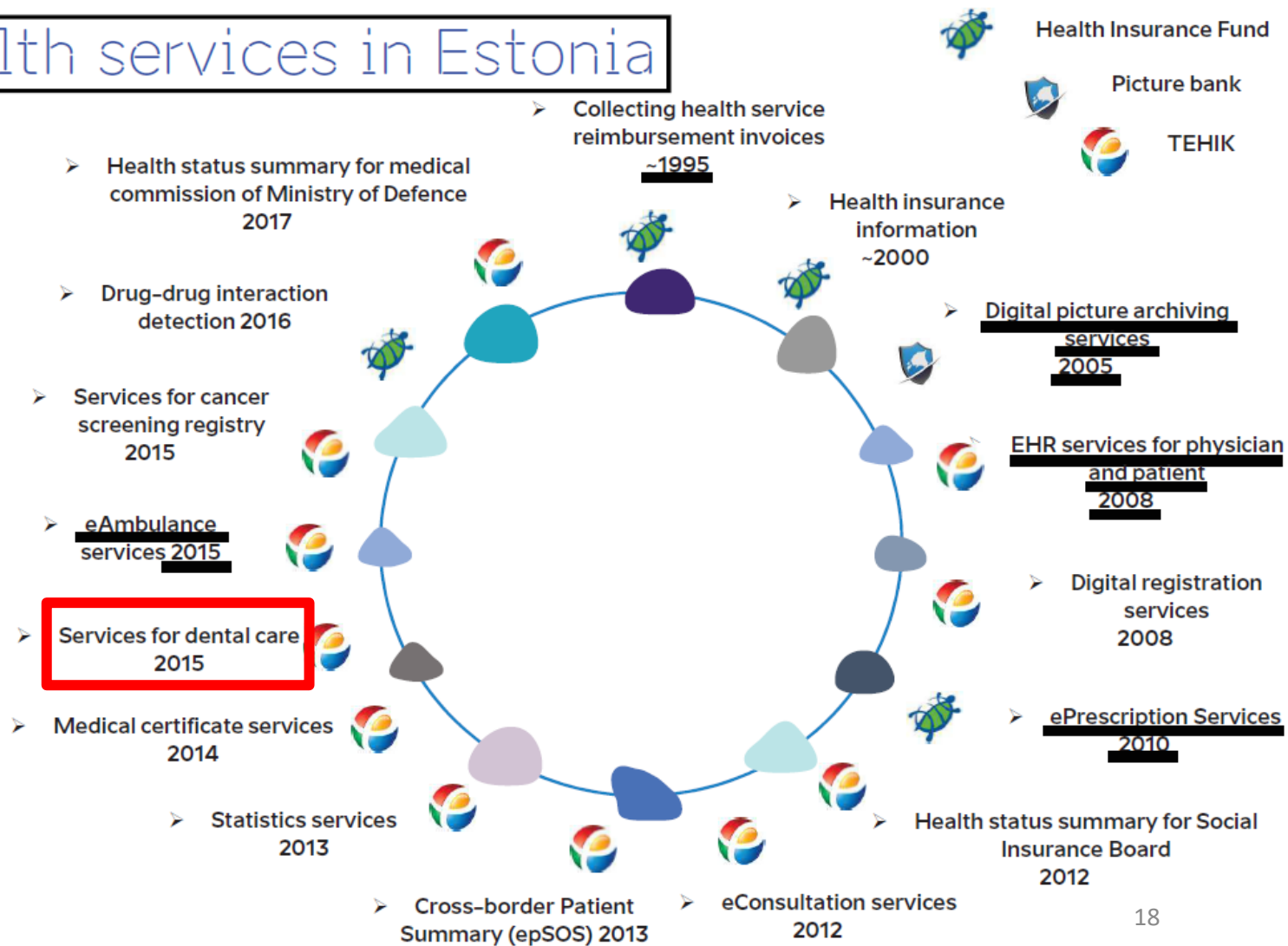
199床以下	528,925 (41.4%)	53.5
総計	1,276,521 (100%)	71.3

<注>精神科病院を除く。

「『199床以下』+『診療所』に限定した標準化」
ではデータヘルス改革の実現は困難

エストニア : “eHealth Services”

eHealth services in Estonia



世界デジタル競争ランキング 2023 (IMD調べ) 日本は32位へ

2023	2022	2021	国・地域	2023	2022	2021	国・地域
1	2	1	アメリカ	17	21	21	アイスランド
2	6	7	オランダ	18	20	25	エストニア
3	4	5	シンガポール	19	17	15	中国
4	1	4	デンマーク	20	16	14	イギリス
5	5	6	スイス	21	24	18	アイルランド
6	8	12	韓国	22	18	16	オーストリア
7	3	3	スウェーデン	23	19	18	ドイツ
8	7	11	フィンランド	24	33	33	チェコ
9	11	8	台湾	25	27	23	ニュージーランド
10	9	2	香港	26	30	22	ルクセンブルグ
11	10	13	カナダ	27	22	24	フランス
12	13	10	UAE	28	25	30	リトアニア
13	15	17	イスラエル	29	26	29	カタール
14	12	9	ノルウェー	30	35	36	サウジアラビア
15	23	26	ベルギー	31	28	31	スペイン
16	14	20	オーストラリア	32 ←	29 ←	28	日本

出典:IMD World Digital Competitiveness Ranking 2023

<目次>

- | | |
|----------------------------------|----|
| 1. 前例を超え、前例を創る | 2 |
| 2. 乳幼児期の「愛着形成」こそ「健全養育」の礎 | 19 |
| 3. 「浮浪児対策の延長」と「過少な保護児童数」の日本 | 26 |
| 4. 「家庭養育優先原則」へ大転換。されど、変化の加速なし | 33 |
| 5. 「親の同意」よりも、「子どもの健全養育」を | 45 |
| 6. 「タックス・イーター」でなく、「タックス・ペイヤー」を育む | 57 |
| 7. 家庭養育の加速は待ったなし | 67 |

「要保護児童の社会的養育問題」との出会い

- 1990年代央：宇和島市の児童養護施設「みどり寮」・谷松豊繁理事長（全養協第6代会長）の導き
——「施設入所の子ども達の半数強は虐待が原因。」
- 「NAISグループ」勉強会 → 自民党内勉強会 → 自民党議連 → 超党派議連
- 2015年4月：「戦後の要保護児童福祉政策は、浮浪児対策（戦争孤児対策）の延長線上で来てしまった。」（衆・赤坂宿舎での勉強会）
 - ⇒ 「保護パラダイム」から「養育パラダイム」へ
 - ⇒ 「権利主体性」と「家庭養育原則」へ
- 2016年：「平成28年抜本改正後の日本の行うべきことは、施設への新規入所を原則停止すること。」
（英国バーナードス元CEO ロジャー・シングルトン卿）

愛着理論 (Attachment Theory)

- 「愛着は人間の赤子が生き延びるために必要不可欠なものである」
- 「愛着行動とは、子どもが不安な時に、**親や身近にいる信頼できる人**に訴え、甘え、安心しようとする行動」
- 「訴えや要求に対する応答が密な程、安定した愛着が形成され、小児期以降に安定した対人関係の礎となる。」

➡ **子どもの健全な発育は、特定の大人との愛着形成の下で実現。**

英国の児童精神分析者ジョン・ボウルビィ(1907-1990)が提唱。

「子どもは生まれてから五歳ぐらいまでに、親や養育者とのあいだに愛着(強い絆)を形成し、これによって得られた安心感や信頼感を足がかりにしながら、周囲への世界へと関心を広げ、認知力や豊かな感情をはぐくんでいくという成長過程をたどります。」

出典: 友田明美著「子どもの脳を傷つける親たち」NHK出版新書

「生まれてから1歳半くらい、せいぜい2歳までが、愛着が成立する上でのタイムリミットである」

出典: 木下勝之 前日本産婦人科医会会長 愛媛県医師会における講演(2023年7月30日)資料

「逆境体験」と子どもの心身の発達課題

虐待は、 小児期逆境体験 (ACEs: Adverse Childhood Experiences) のひとつ

小児期逆境体験 (ACEs: Adverse Childhood Experiences) とは

- 身体的虐待、心理的虐待、性的虐待
 - ネグレクト
 - 親との離別・死別
 - 家族の病気、家族の収監、家庭内の暴力
 - いじめを受ける
 - 被害者になること: 事件・事故、犯罪、災害など
 - 社会的に劣悪な情勢: 戦闘・戦争下、テロ、難民など
- このことで、これらは子どもの発達の順行を妨げる要因となる。

小児期の逆境体験が、後年どのような影響を与えるかの研究

ACEs Study (アメリカ疾病予防管理センター 2016)

- 1995年に始まり、現在も継続的に行われている追跡研究
 - 18歳までに逆境体験 (ACEs)
心理的虐待、身体的虐待、性的虐待、家庭内暴力、家庭内での薬物濫用、
家庭内の精神障害、親との離別や離婚、家族の収監
があると
- ① 精神疾患のリスクを高める: PTSD, 抑うつや不安障害, 精神病症状, 薬物乱用など
 - ② 知的な発達や学習能力へ影響する
 - ③ 慢性身体疾患のリスクを高める
- ★それらは逆境体験数に比例している

【出典】田中究: 児童青年精神医学とその近接領域 vol. 57 (2016)

虐待など逆境に育つ子ども達に起こる問題

- 発達に応じた、適切な養育を受けられない → 体も心も育たない。
 - 乳幼児期: 保護され、世話をされ、アタッチメント(愛着)が育つ時期
 - 学童期: 知的好奇心をもち、守られながらの活動・力試し・仲間関係の体験をする時期
 - 思春期: 仲間関係の発展、心身機能の充実、アイデンティティ確立の時期→ これらの発達課題をこなせない
- トラウマを負う
- 生涯にわたる心身の問題をもつ

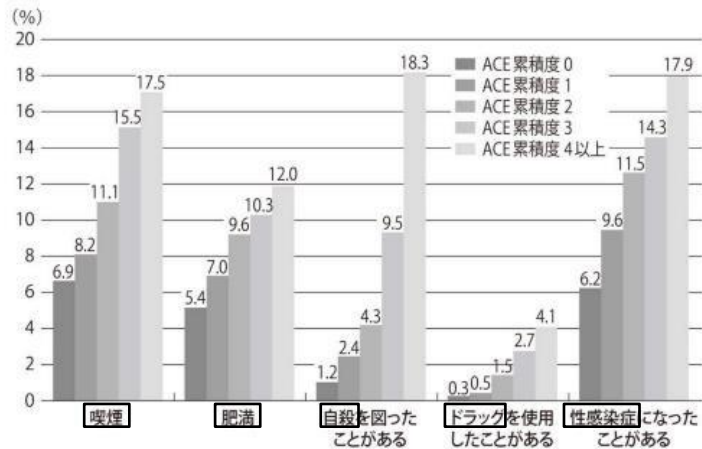
虐待などの逆境に育つ子どもが示す症状

- 乳幼児期: 栄養不良、成長阻害、ことばの遅れ、夜尿・遺尿、便秘、食行動異常、アタッチメント(愛着)の障害、睡眠障害、多動など
 - 学童期: (上記に加え) 多動・衝動性、注意集中困難、学習の遅れ、不安・恐怖、解離、身体化、ルールに従えない、嘘をつく、給食をおさぼる、不潔、身なり不整、情緒不安定、自傷、不穏・興奮など
 - 思春期: (上記に加え) 情動コントロールができない、衝動行為、対人関係上の問題(相手に近づきすぎる・振り回す、人を信じられない、適切な助けを求められないなど)、うつ、希死念慮、自殺企図、依存症、非行・反社会的行動、PTSD、複雑性PTSDなど
- * 症状は多岐にわたり、どの症状も虐待だけにみられるものはない。→ 専門的見たてを要する。
- * 幼い頃の体験であっても、長期間にわたり、重大な症状が波のように繰り返される。→ 長期の治療が必要。

「幼児教育の経済学」 ("Giving Kids a Fair Chance)

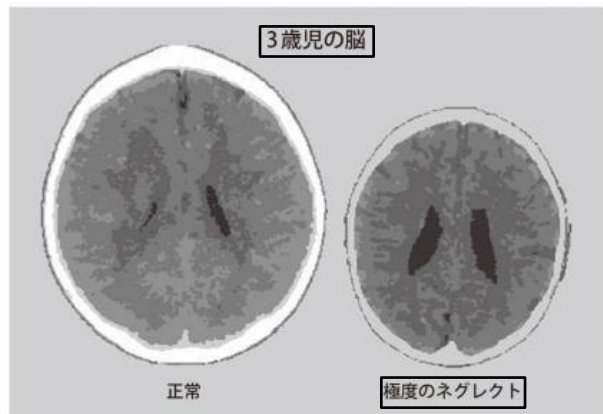
2000年ノーベル経済学賞受賞経済学者
ジェームズ・ヘックマン著

図2 逆境的小児期体験 (ACE) が成人後にもたらす健康問題



(出所) Robert Anda, "The Health and Social Impact of Growing Up With Alcohol Abuse and Related Adverse Childhood Experience: The Human and Economic Costs of the Status Quo." National Association for Children of Alcoholics, 2006.

図3 幼少期にネグレクトされた子供の脳の発達異常



(注) 左は健康な3歳児の頭部スキャン画像で大きさは標準的。右は極度にネグレクトされて育った3歳児の頭部。脳の大きさが標準より著しく小さく、側脳室拡大と皮質の萎縮が見られる

(出所) B. D. Perry, "Childhood experience and the expression of genetic potential: what childhood neglect tells us about nature and nurture." *Brain and Mind* 3: 79-100, 2002.

図4.1 ベリー就学前プロジェクトの効果

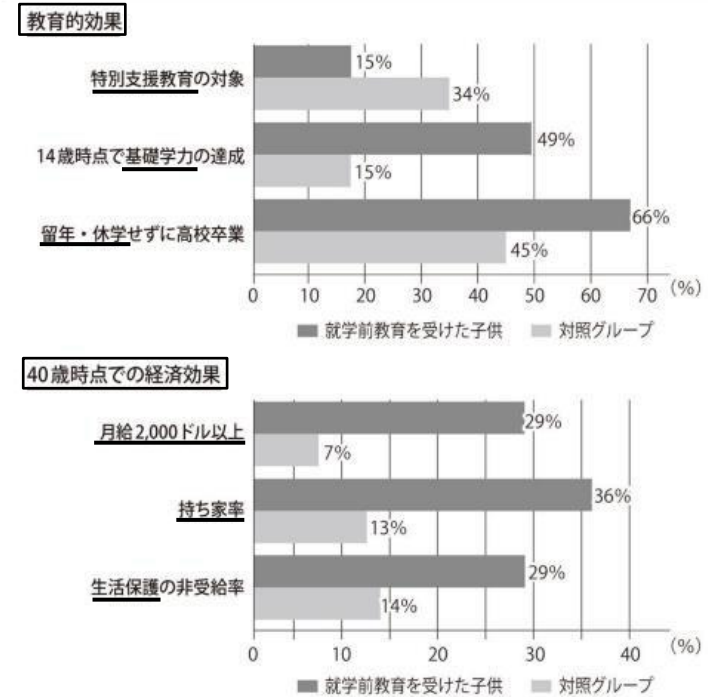
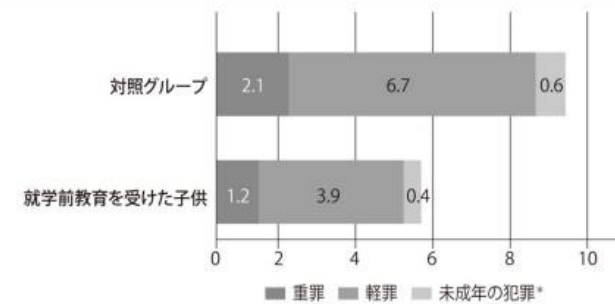


図4.2 40歳時点での逮捕者率



(出所) W. S. Barnett, "Benefit-Cost Analysis of Preschool Education." 2004.
*19歳未満の逮捕

日本の児童精神科医は圧倒的に少ない（日米比較）

	未成年人口 【18歳未満】	児童精神科医数			
		未成年10万人あたり 児童精神科医数	港区だったら？ 【未成年人口4万人】	児童精神科医1人あたり 未成年人口	
	(百万人)	(人)	(人)	(人)	(千人)
米国	74	10,597	14	6	7
日本	18	525	3	1	34

下記資料より塩崎恭久事務所にて作成

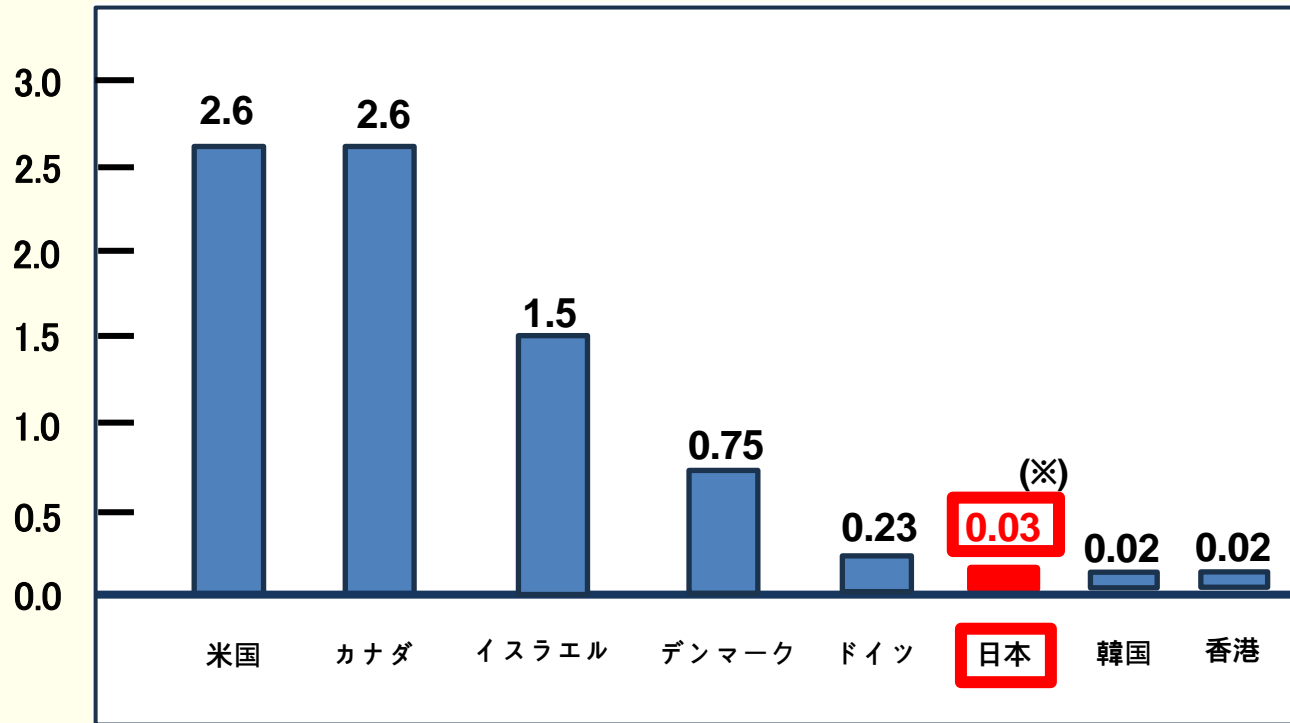
米国は日本の約5倍！
それでも米国児童青年精神医学会は
「まだ足りない」と訴えている。

●日本 医師数：2023年、未成年人口：2021年
出典：日本児童青年精神医学会認定医、総務省統計局

●米国 医師数：2022年、未成年人口：2019年
出典：The American Academy of Child and Adolescent Psychiatry

社会的養護・養育予算各国比較：余りに少ない日本

名目GDPに対する社会的養護費用(予算)の割合(%)



出典：「2014年度厚労省児童福祉問題調査研究事業『社会的養護制度の国際比較に関する研究』」

(※) ただし、日本に関しては、

内閣府(2022)「国民経済計算(GDP統計) 566.5兆円(名目GDP)

令和5年度(2023)こども家庭庁支援局家庭福祉課 社会的養護関係予算額 1,691億円

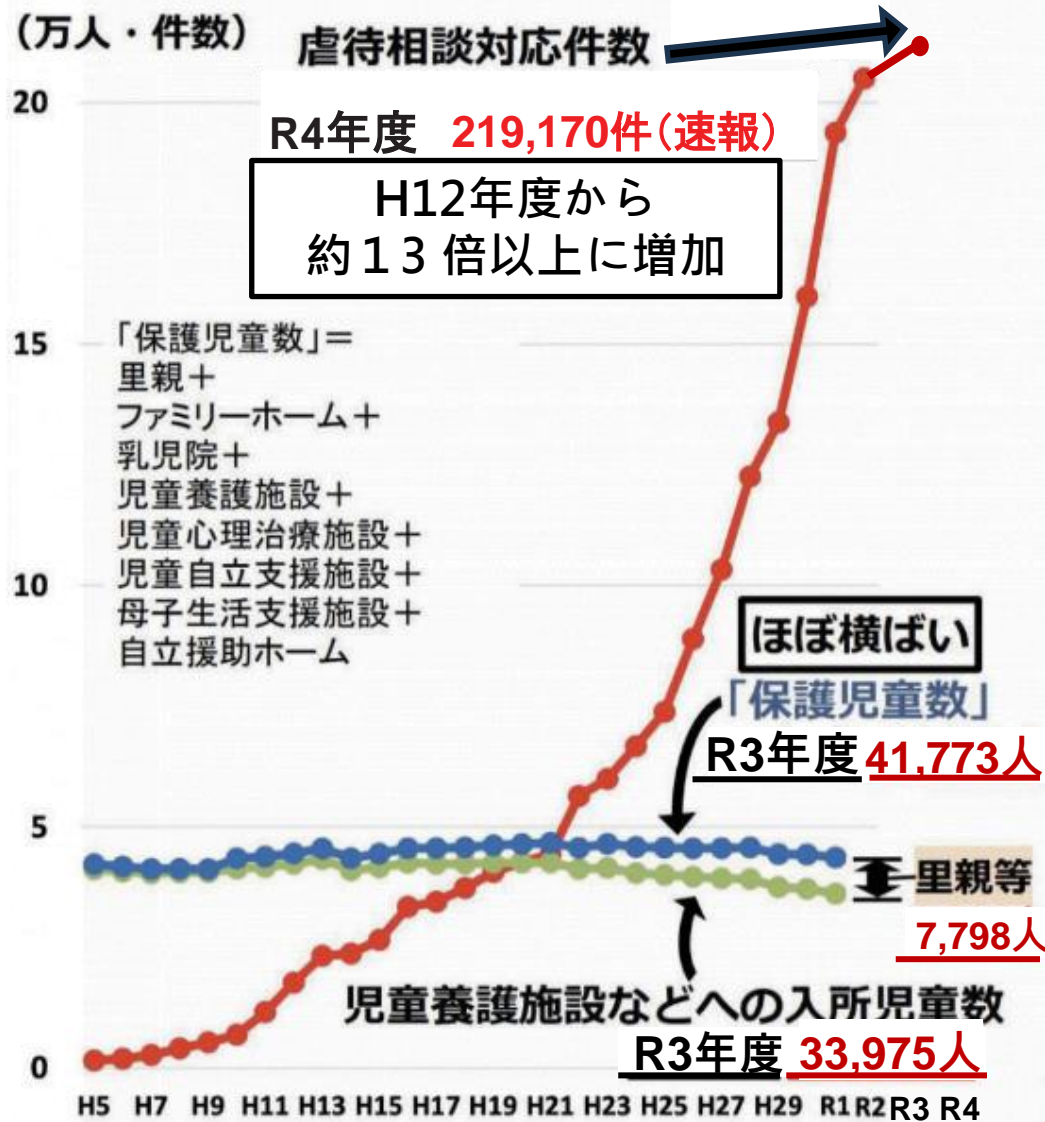
(支援局虐待防止対策課の社会的養護関係予算を含む)

<目次>

1. 前例を超え、前例を創る	2
2. 乳幼児期の「愛着形成」こそ「健全養育」の礎	19
3. 「浮浪児対策の延長」と「過少な保護児童数」の日本	26
4. 「家庭養育優先原則」へ大転換。されど、変化の加速なし	33
5. 「親の同意」よりも、「子どもの健全養育」を	45
6. 「タックス・イーター」でなく、「タックス・ペイヤー」を育む	57
7. 家庭養育の加速は待ったなし	67

虐待相談対応件数・「保護児童数」・施設入所数

なぜ日本だけ「保護される児童」が少ない？

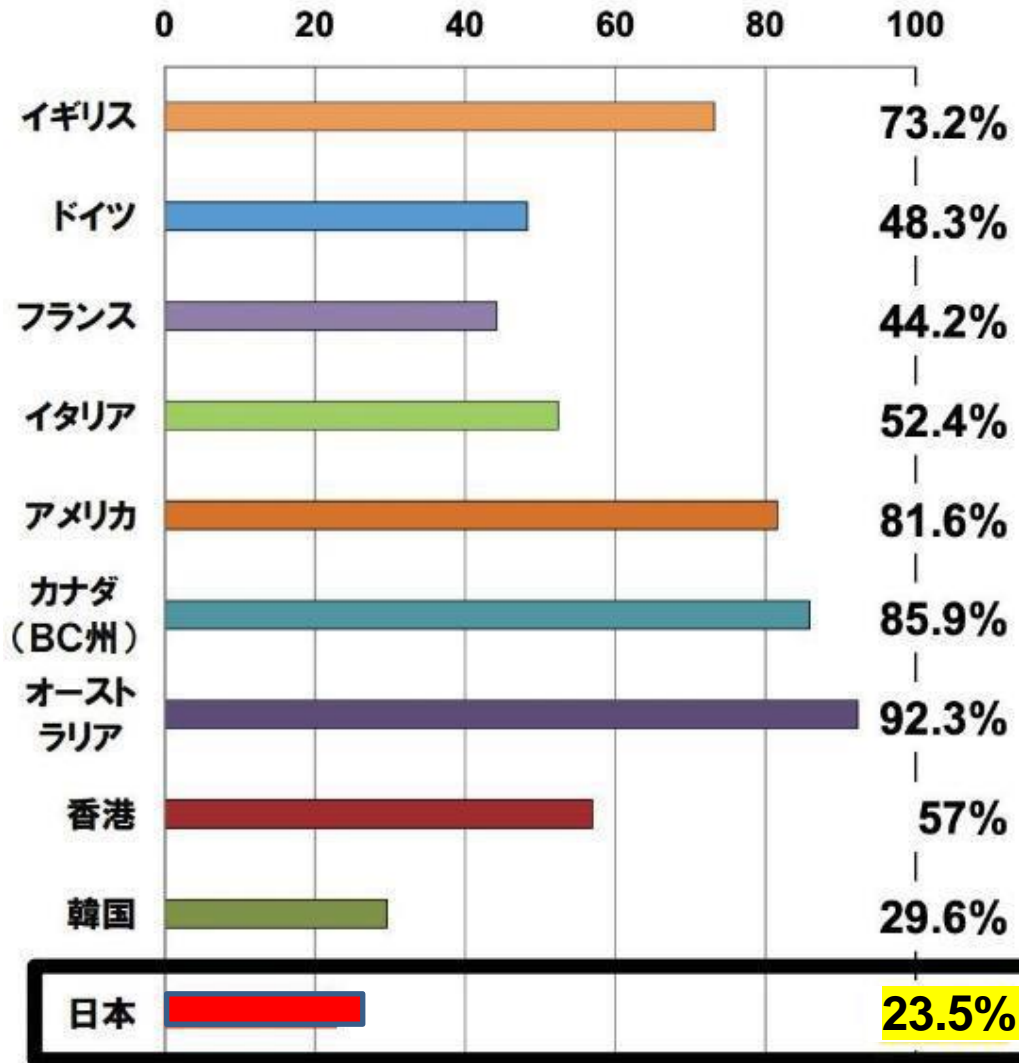


国名	児童人口 (千人)	保護 児童数 (千人)	児童人口 1万人当たり 保護児童数 (人)
フランス	13,427	137	102
ドイツ	14,829	110	74
イギリス	13,243	73	56
スペイン	7,550	38	51
デンマーク	1,199	13	104
ノルウェー	1,174	8	68
スウェーデン	1,911	12	63
ニュージーランド	1,006	5	49
オーストラリア	4,836	24	49
カナダ	7,090	76	109
アメリカ	74,000	489	66
日本	23,046	38	17

(出典) June Thoburn (2007) "Globalisation and child welfare: Some lessons from a cross-national study of children in out-of-home care"より抜粋

(出典) 厚労省・子ども家庭庁資料より塩崎恭久事務所作成

「里親委託率」が低い日本では多くが施設へ



(注) 2010年前後の値、日本のみ2022年3月末。

※「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 開原久代(東京成徳大学子ども学部)(平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ(被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究)」)

「特別養子縁組」が殆ど活用されない日本

国名	人口 (百万人)	成立件数	人口10万人当たり件数
ドイツ	81	3,805	4.69
フランス	62	3,964	6.41
イギリス	56	4,734	8.44
アメリカ	314	119,514	38.0
日本	125	580	0.47

(注) ドイツ：2014年 フランス：2007年 イギリス：2011年 アメリカ：2012年 日本：2022年 ※イギリスはイングランドとウェールズのみ。
(出典)厚生省・子ども家庭庁より塩崎恭久事務所作成

里親数、施設数、児童数等の状況

保護者のない子ども、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする子どもなどに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象の子どもは、約4万2千人。←この数値は、単に「保護され、措置された児童数の合計値」に過ぎず、「社会的養育が必要な児童数」に非ず！！

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミ リーホー ム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)	
			15,607世帯	4,844世帯	<u>6,080人</u>		ホーム数	446か所
	区分 (里親は 重複登録 有り)	養育里親	12,934世帯	3,888世帯	4,709人			
		専門里親	728世帯	168世帯	204人			
養子縁組里親		6,291世帯	314世帯	348人				
	親族里親	631世帯	569世帯	819人	委託児童数	<u>1,718人</u>		

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	145か所	610か所	53か所	58か所	215か所	266か所
定員	3,827人	30,140人	2,016人	3,400人	4,441世帯	1,719人
現員	<u>2,351人</u>	<u>23,008人</u>	<u>1,343人</u>	<u>1,099人</u>	3,135世帯 <u>児童5,293人</u>	<u>977人</u>
職員総数	5,519人	21,139人	1,512人	1,847人	2,070人	1,047人

(出典)

※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(令和4年3月末現在)

※児童自立支援施設の施設数・定員・現員、自立援助ホームの施設数・定員・現員・職員総数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(令和4年10月1日現在)

※職員総数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(令和4年10月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

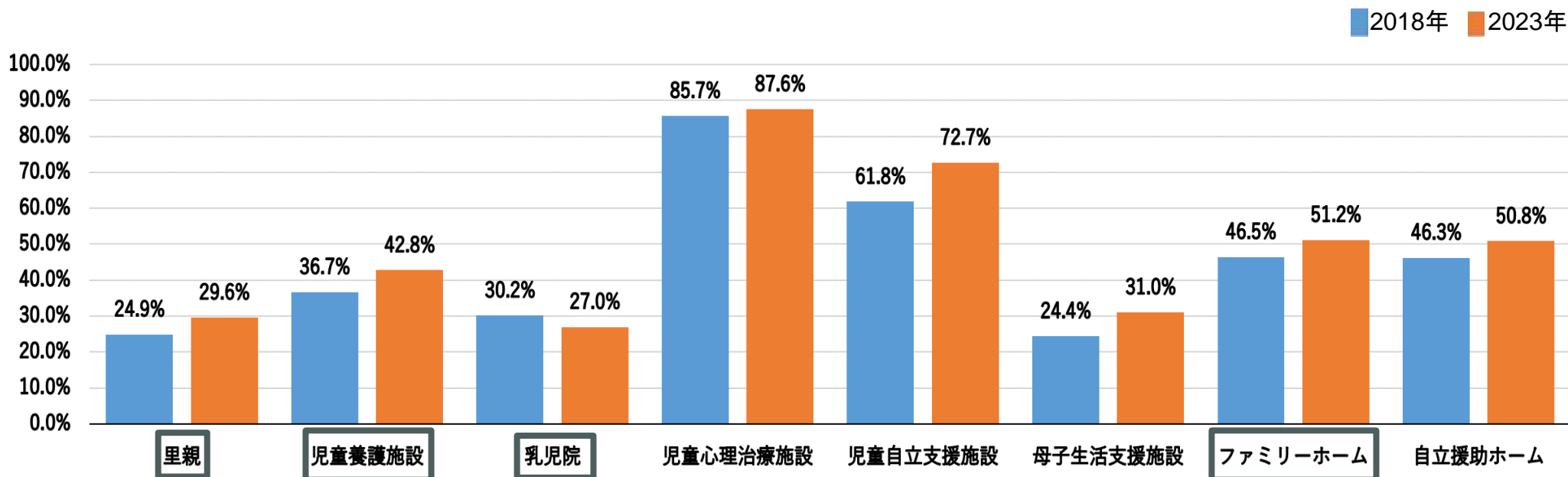
小規模グループケア	2,318か所
地域小規模児童養護施設	581か所

出所：こども家庭庁

○障害等のあるこどもの増加

社会的養護を必要とするこどもにおいては、全体的に障害等のあるこどもが増加しており、里親においては29.6%、児童養護施設においては42.8%が、障害等ありとなっている。

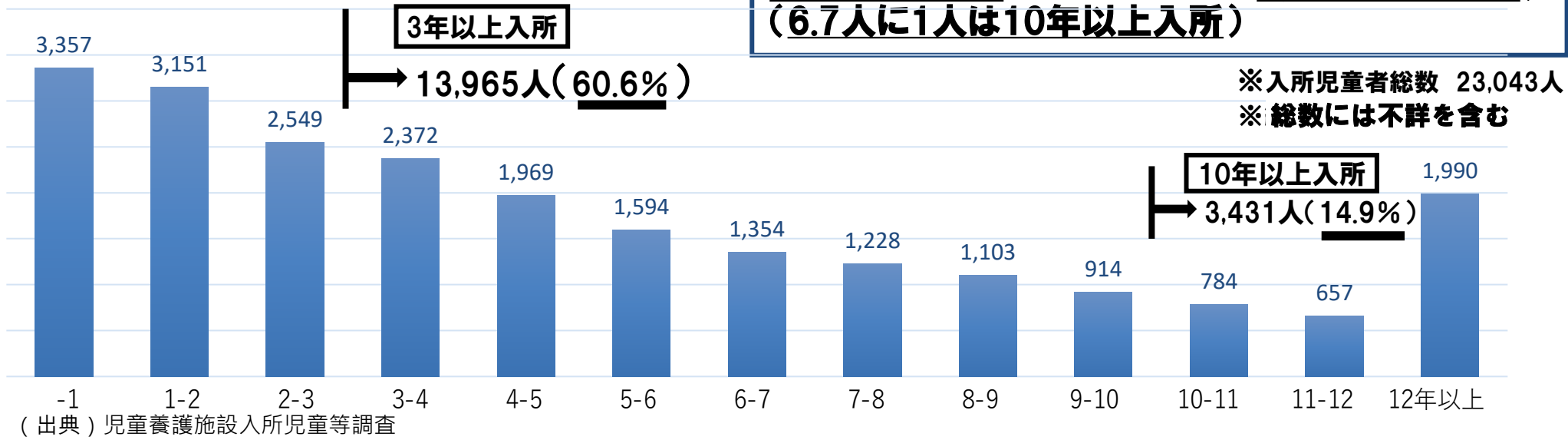
○社会的養護を必要とするこどものうち、障害等のあるこどもの割合



(出典) こども家庭庁：「児童養護施設入所児童等調査結果（各年2月1日現在）」

長過ぎる児童養護施設の入所期間（令和5年2月1日現在）

3年以上入所している子どもは**13,965人(60.6%)**
10年以上入所している子どもは**3,431人(14.9%)**
(6.7人に1人は10年以上入所)



少な過ぎる児童養護施設の「小規模かつ地域分散化」（令和4年10月1日現在）

〈入所児童数ベース〉

	入所児童 総数	敷地内施設				小規模かつ地域分散型施設 （「できる限り良好な家庭的環境」）		
		0.2	大舎等	「小規模グループケア」		分園型	地域小規模 児童養護施設	
				「本体施設内」	「別棟」			
人数 (構成比(%))	23,175 (100)	18,597 (80.2)	8,865 (38.2)	7,773 (33.5)	1,959 (8.5)	4,578 (19.8)	1,481 (6.4)	3,097 (13.4)

(出典) こども家庭庁支援局調べ

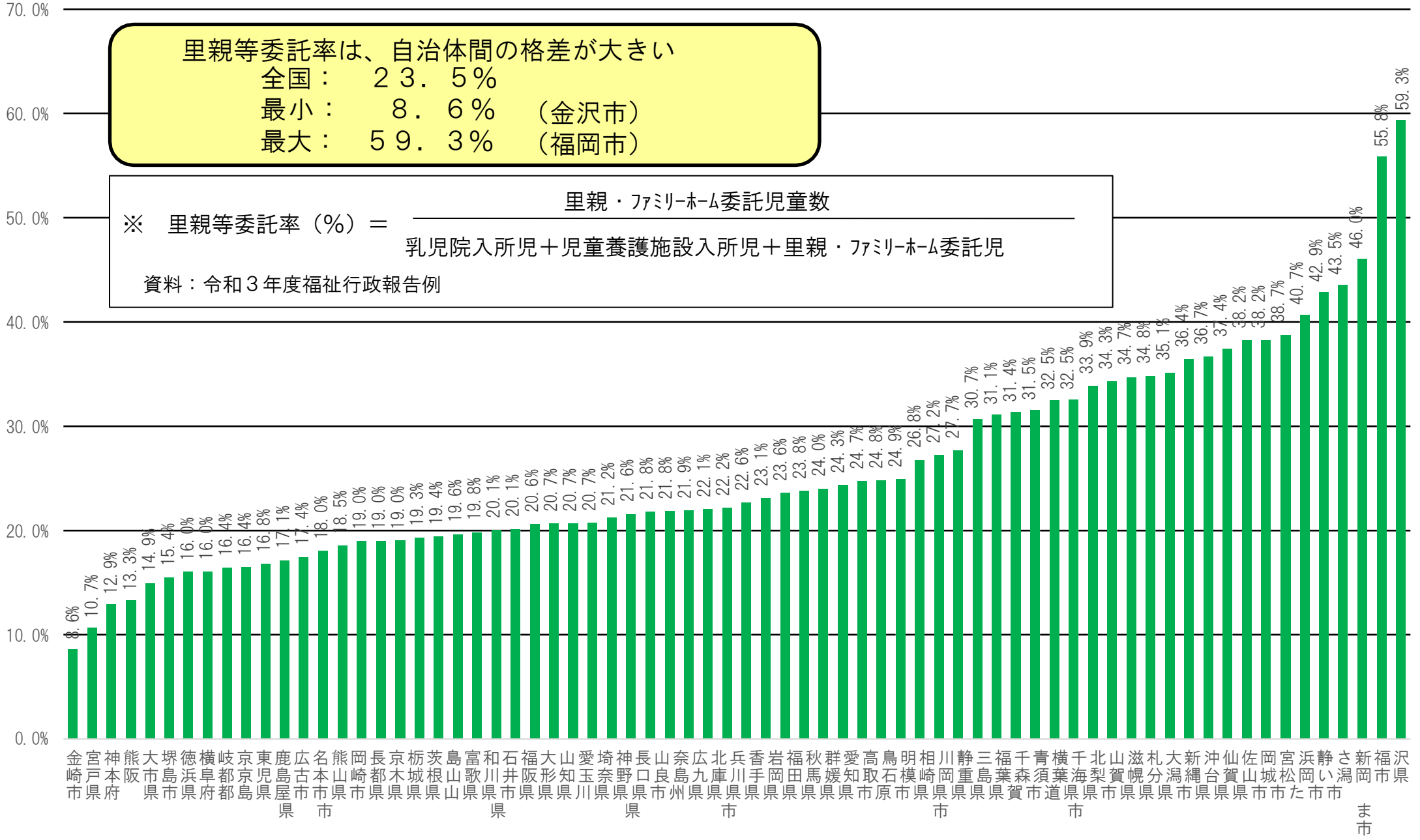
(児童養護施設数 606か所)

都道府県市別の里親等委託率の差

70都道府県市別里親等委託率（令和3年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい
 全国： 23.5%
 最小： 8.6%（金沢市）
 最大： 59.3%（福岡市）

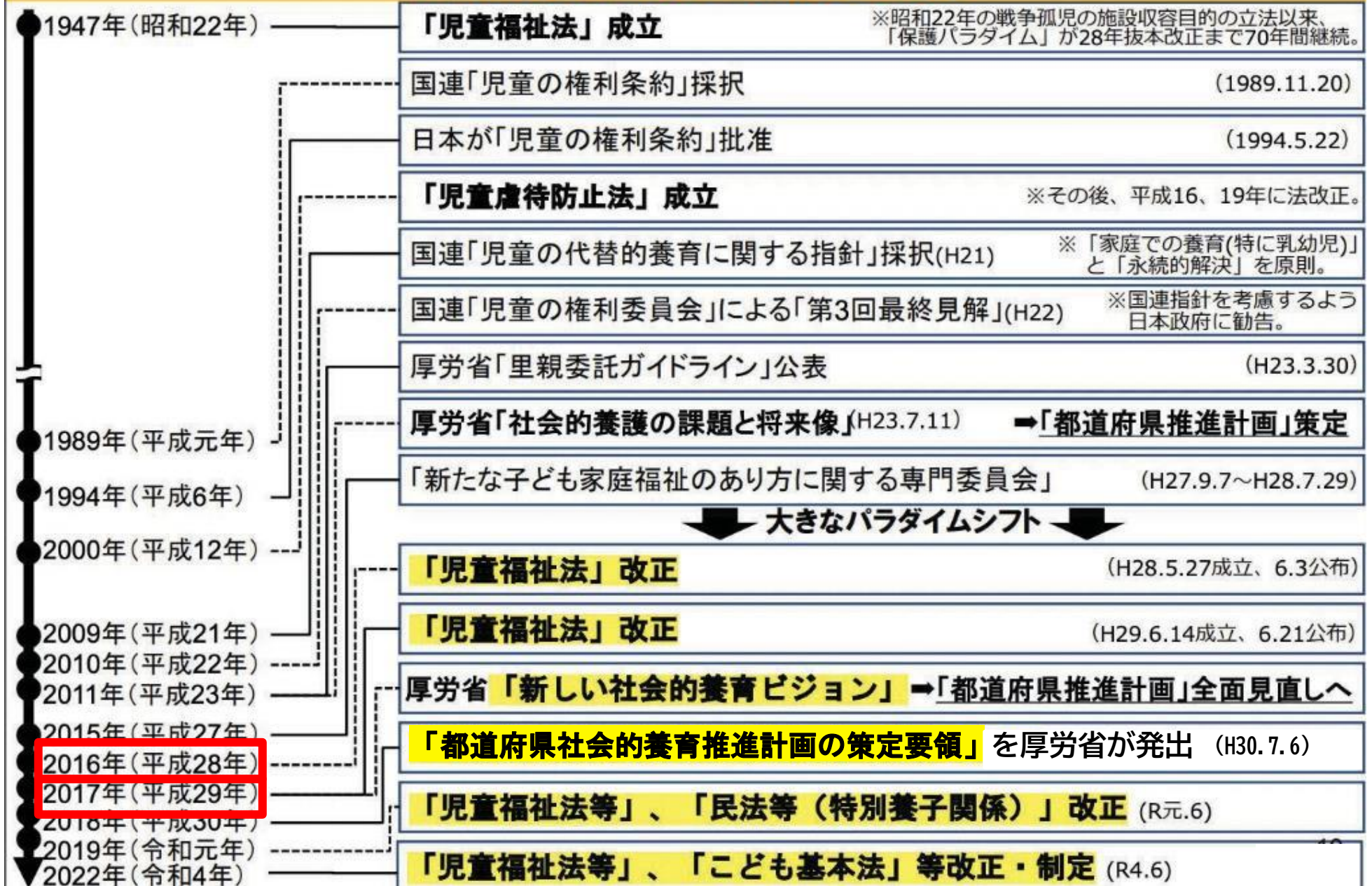
※ 里親等委託率（%） = $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$
 資料：令和3年度福祉行政報告例



<目次>

1. 前例を超え、前例を創る	2
2. 乳幼児期の「愛着形成」こそ「健全養育」の礎	19
3. 「浮浪児対策の延長」と「過少な保護児童数」の日本	26
4. 「家庭養育優先原則」へ大転換。されど、変化の加速なし	33
5. 「親の同意」よりも、「子どもの健全養育」を	45
6. 「タックス・イーター」でなく、「タックス・ペイヤー」を育む	57
7. 家庭養育の加速は待ったなし	67

社会的養育関連政策の推移



2023年4月 「こども家庭庁」発足

2024年3月 「改訂版『策定要領』」をこども家庭庁が発出(2024年3月12日)

平成28年 児福法抜本改正における基本姿勢

- 「百万人の敵あれども、我一人行かん。」
——腹を据え、動じず、妥協しない。
- 信頼する外部専門家と緊密に議論、自ら方針決定。
——「**大臣指示**」を7回連発。
- 先手必勝。
——審議会等には、考えの近い人材を大臣が選考、投入。
——法改正前年9月の審議会で、「来年通常国会へ法案提出」と決意表明。
- 法案提出期限（3月中旬）を使った「時間切れ作戦」は、お断り。
——提出期限を正式に延長（2007年公務員制度改革法案は、4月下旬に国会提出の後、成立させた実績）。

「平成28年改正児福法」における理念規定の抜本見直し

改正前の条文	改正後の条文
<p>第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</p> <p>② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</p> <p>第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p> <p>第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。</p>	<p>第一条（子どもの権利） 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</p> <p>第二条（子どもの最善の利益優先原則） 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</p> <p>② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。</p> <p>③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p> <p>第三条の二（家庭養育優先原則） 国及び地方公共団体は、児童が①家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、（中略）児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が②家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童が③できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>【参考】民法(明治29年法律第89号、第820条及び822条は平成23年改正)(抄) (親権者) 第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。 (監護及び教育の権利義務) 第820条 <u>親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。</u> 第822条 <u>親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。</u></p>	

家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）・児童福祉法】

課題

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
- このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

○ 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。

- ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
- ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
- ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。

※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

良好な家庭的環境

家庭と同様の養育環境

家庭

施設

施設（小規模型）

養子縁組（特別養子縁組を含む。）

実親による養育

児童養護施設

大舎（20人以上）
中舎（13～19人）
小舎（12人以下）
1歳～18歳未満
（必要な場合 0歳～20歳未満）

地域小規模児童養護施設
（グループホーム）

本体施設の支援の下で地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

小規模グループケア（分園型）

- ・地域において、小規模なグループで家庭的養護を行う
- ・1グループ6～8人（乳児院は4～6人）

小規模住居型
児童養育事業

里親

小規模住居型児童
養育事業（ファミリーホーム）

- ・養育者の住居で養育を行う家庭養護
- ・定員5～6人

里親

- ・家庭における養育を里親に委託する家庭養護
- ・児童4人まで

里親等委託率 = $\frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$

平成30年3月末 19.7%

社会的養育の形態と政府数値目標

「社会的養護の課題と将来像」 (2011年7月)

「新しい社会的養育ビジョン」 (2017年8月)

[家庭的養護] ・里親 ・ファミリーホーム	今後十数年をかけて 概ね 1/3
[できる限り家庭的な養育環境] ・小規模グループケア ・グループホーム	今後十数年をかけて 概ね 1/3
[施設養護] ・児童養護施設 ・乳児院等 (児童養護施設はすべて小規模ケア)	今後十数年をかけて 概ね 1/3

- ① [家庭] 実父母や親族等
- ② [家庭における養育環境と同様の養育環境]

里親委託率 3歳未満 それ以外の就学前 学童期以降	概ね 5年以内に75%以上 概ね 7年以内に75%以上 概ね 10年以内に50%以上
------------------------------------	---

特別養子縁組成立数	概ね 5年以内に年間1,000人以上、その後も増加
-----------	----------------------------------

- ③ [できる限り良好な家庭的環境]
小規模かつ地域分散型施設、まで

[施設の新たな役割]
 施設入所は、措置前の一時的な入所に加え、高度専門的な対応が必要な場合が中心。
 高機能化、多機能化を図り、地域で新たな役割を担う。

「28年改正児福法」、「29年新ビジョン」による子ども家庭支援の基本的考え方

家庭養育優先原則（障がい児、一時保護児を含む）

- ①実親
- ②特別養子縁組、里親、ファミリーホーム（「家庭と同様の環境」）
- ③「地域分散型小規模施設」までの施設（「家庭的環境」）

今後の施設の在り方

抜本改正の前

- 乳幼児期から成人(20歳)まで
- あらゆるケアニーズの子ども
- 大規模施設
- 長期間入所

「高機能化」

（施設での高度ケア）

「多機能化」

（地域での在宅支援）

抜本改正の後

- 学齢期以降（思春期など）
- ケアニーズの高い子ども
- 小規模施設
（地域分散型、「4人×4ユニット」）
- 短期間入所

- 妊婦、実親、里親、養親支援
- 一時保護委託・通学支援
- ショートステイ（子、親子）
- アフターケア
- 家庭支援、ペアレンティング、等々

都道府県は国の目標を踏まえ、里親委託率の「数値目標」と「達成期限」を設定

4. 項目ごとの策定要領

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

② 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

(計画策定に当たっての留意点)

iii

○国においては、

「概ね7年以内(3歳未満は概ね5年以内)に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。

○都道府県においては、

これまでの地域の実情は踏まえつつも、

①子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び

②上述した数値目標

を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。

なお、数値目標の設定は、(中略)、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。

○国としては、

必要な支援策を講じるとともに、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗状況は、毎年、公表する。

都道府県社会的養育推進計画について（令和4年度末現在）

- 各都道府県等から提出された計画について里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等をレーダーチャートにて取りまとめたうえで公表。（令和2年8月7日）
- その後、個別ヒアリング等を通じて、国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組や里親等委託率の目標値の引き上げ等について個別に助言等を実施し、これらの結果を踏まえた数値目標や取組状況を反映したレーダーチャートを公表。（令和3年3月31日）
- さらに、都道府県等の取組を強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和6年度末までの期間を「集中取組期間」として位置付け、毎年度、「里親委託加速化プラン」の提出を求めている。

は、策定要領に示す国の基準を満たすもの ※1は、「3歳未満」と「3歳以上就学前」合計の委託率 ※2は、全年齢合計の委託率

国が策定要領で示す数値	H30年度末実績	5年目 (R6年度末)			7年目 (R8年度末)			10年目 (R11年度末)		
		3歳未満	3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前	学習期以降	3歳未満	3歳以上就学前	学習期以降
北海道 (札幌市)	34.5% (29.7%)	現状からの増加	-	-	-	-	-	-	-	-
青森県	27.8%	38.5%	-	-	60.9%	62.2%	47.9%			
岩手県	26.2%	34.8%	42.8%	44.3%	54.8%	52.6%	46.6%			
宮城県	40.2%	※2 51.4%	※2 55.4%		51.9%	63.2%	62.2%			
秋田県	12.2%	※2 26.0%	-	-		40.0%				
山形県	20.0%	57.5%	-	-	75.0%	75.0%	31.7%			
福島県	24.6%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	30.0%			
茨城県	16.8%	70.0%	-	-	71.4%	69.8%	60.7%			
栃木県	19.2%	53.1%	-	54.4%	-	-	41.0%			
群馬県	17.4%	34.0%	38.0%	57.0%	40.0%	75.0%	50.0%			
埼玉県 (さいたま市)	18.8% (40.0%)	36.0% (36.0%)	-	-	-	-	-			
千葉県 (千葉市)	27.9% (31.2%)	57.0% (55.6%)	-	-	75.4% (73.7%)	50.5% (74.1%)	32.5% (50.0%)			
東京都	14.9%	14.1%	28.7%	38.2%	50.5%	50.5%	33.6%			
神奈川県	16.5%	34.2%	-	-	75.0%	75.0%	24.6%			
新潟県 (新潟市)	40.0% (55.9%)	53.0% (53.0%)	-	-	61.0% (61.0%)	77.0% (77.0%)	57.0% (57.0%)			
富山県	18.5%	46.0%	-	-	66.7%	66.7%	33.3%			
石川県 (金沢市)	15.9% (15.4%)	40.0% (40.0%)	-	-	60.0% (60.0%)		35.0% (35.0%)			
福井県	16.6%	33.0%	-	-	65.0%	65.0%	35.0%			
山梨県	28.8%	※1 57.7%	-	-	75.0%以上		50.0%以上			
長野県	16.1%	40.7%	-	-	75.0%	67.7%	36.5%			
岐阜県	16.1%	48.1%	-	-	67.9%	47.9%	37.5%			
静岡県 (静岡市 (浜松市))	21.9% (48.5%) (26.7%)	45.0% (53.0%) (56.0%)	-	-	65.0% (64.0%) (67.0%)	58.0% (58.0%) (59.0%)	46.0% (52.0%) (49.0%)			
愛知県	15.9%	28.5%	-	-	49.4%	45.7%	30.1%			
三重県	28.8%	48.4%	-	-	60.0%	60.0%	40.0%			
滋賀県	34.3%	52.2%	-	-	73.9%	65.4%	60.2%			
京都府	14.8%	※1 25.0%	-	-	40.0%		33.0%			
大阪府	11.6%	47.0%	-	-	64.0%	44.0%	38.0%			
兵庫県	19.2%	37.5%	44.2%	37.9%	55.8%	46.8%	47.1%			
奈良県	17.4%	27.0%	-	-	47.0%	42.0%	31.0%			

国が策定要領で示す数値	H30年度末実績	5年目 (R6年度末)			7年目 (R8年度末)			10年目 (R11年度末)		
		3歳未満	3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前	学習期以降	3歳未満	3歳以上就学前	学習期以降
和歌山県	20.5%	32.0%	-	-	55.6%	46.4%	42.1%			
鳥取県	24.6%	※2 40.0%	-	-	60.0%					
島根県	23.4%	35.0%	41.0%	-	概ね50%以上	-	概ね40%以上			
岡山県 (岡山市)	32.7% (14.0%)	75.0% (75.0%)	75.0% (75.0%)	75.0% (75.0%)	75.0% (75.0%)	75.0% (75.0%)	50.0% (50.0%)			
広島県 (広島市)	14.1% (18.8%)	29.0% (29.0%)	-	-	43.5% (43.5%)	44.0% (44.0%)	42.4% (42.4%)			
山口県	20.0%	※2 33.3%	-	-	45.0%					
徳島県	12.8%	60.0%	60.0%	55.0%	60.0%	55.0%	43.0%			
香川県	23.8%	51.7%	※2 40.5%		70.0%	70.0%	40.0%			
愛媛県	18.1%	48.0%	56.0%	60.7%	72.0%	77.0%	33.3%			
高知県	18.7%	40.0%	-	-	65.0%	60.0%	50.0%			
福岡県	20.7%	52.4%	60.7%	60.4%	60.7%	60.4%	41.9%			
佐賀県	31.1%	53.6%	63.0%	75.0%	76.9%	81.5%	48.0%			
長崎県	17.6%	61.8%	75.0%	37.4%	75.0%	50.9%	40.3%			
熊本県 (熊本市)	12.4% (10.8%)	45.4% (45.4%)	55.9% (55.9%)	44.2% (44.2%)	69.8% (69.8%)	58.7% (58.7%)	30.3% (30.3%)			
大分県	33.1%	75.0%	-	-	75.0%	50.0%~ 75.0%	35.0%~ 50.0%			
宮崎県	13.4%	36.0%	-	-	54.0%	44.0%	35.0%			
鹿児島県	17.5%	39.7%	39.7%	56.5%	38.6%	58.2%	37.4%			
沖縄県	34.7%	※2 37.0%	-	-	40.0%					
仙台市	27.7%	38.9%	46.4%	52.5%	57.6%	65.0%	44.3%			
横浜市	15.2%	33.1%	38.7%	43.0%	45.3%	46.9%	31.4%			
川崎市	23.2%	75.0%	76.0%	75.0%	76.0%	75.0%	50.0%			
相模原市	16.9%	75.0%	75.0%	76.0%	75.0%	76.0%	50.0%			
名古屋市の各市区	14.4%	45.0%	-	-	70.0%	30.0%	30.0%			
京都市	13.1%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	50.0%			
大阪市	16.5%	25.5%	-	-	41.0%	42.9%	33.9%			
堺市	12.4%	31.4%	-	-	46.0%	37.3%	32.2%			
神戸市	12.4%	※1 38.0%	-	-	58.3%		30.9%			
北九州市	19.1%	38.6%	42.2%	42.9%	48.9%	47.0%	32.1%			
福岡市の各市区	47.9%	77.1%	75.8%	76.9%	76.7%	75.0%	58.8%			
世田谷区		76.9%	75.9%	77.4%	75.0%	76.5%	50.2%			
横須賀市	18.9%	※2 33.0%	-	-	45.0%					
明石市		57.1%	-	-	100.0%	100.0%	62.1%			

◎道・県と指定都市等が一体で計画を策定している場合は、カッコ（ ）で記載している。

里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成23年度末の13.5%から、令和2年度末には23.5%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※			合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合		児童数 (人)	割合 (%)
						0~2歳	(%)		
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	—	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	—	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	—	15.6	+4.8 36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	—	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	—	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	—	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	—	19.7	34,846	100
平成30年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	(27.7)**	20.5	+5.2 34,690	100
令和元年度末	24,539	70.5	2,760	7.9	7,492	(28.9)	21.5	34,791	100
令和2年度末	23,631	69.9	2,472	7.3	7,707	25.0	22.8	33,810	100
令和3年度末	23,008	69.4	2,351	7.1	7,798	25.3	23.5	33,157	100

児童福祉法抜本改正。

0~2歳のデータは令和2年度からしかない！

変化は殆ど加速していない！

里親等委託率

※ 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5~6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、令和3年度末で446か所、委託児童1,718人。

**()内は0~6歳。
— は、乳幼児期の里親等委託率のデータが存在しない事を示す。

○ 全国の合計では、「3歳未満児」が25.3%、「3歳以上～就学前」が30.9%、「学童期以降」が21.7%となっている。

R3年度末

自治体名	3歳未満児		
	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率
北海道	75人	49人	65.3%
青森県	27人	10人	37.0%
岩手県	23人	7人	30.4%
宮城県	20人	5人	25.0%
秋田県	15人	3人	20.0%
山形県	20人	4人	20.0%
福島県	22人	13人	59.1%
茨城県	74人	6人	8.1%
栃木県	74人	14人	18.9%
群馬県	44人	13人	29.5%
埼玉県	162人	34人	21.0%
千葉県	85人	35人	41.2%
東京都	328人	57人	17.4%
神奈川県	76人	9人	11.8%
新潟県	25人	9人	36.0%
富山県	11人	2人	18.2%
石川県	12人	1人	8.3%
福井県	19人	0人	0.0%
山梨県	23人	9人	39.1%
長野県	45人	14人	31.1%
岐阜県	51人	21人	41.2%
静岡県	45人	15人	33.3%
愛知県	87人	25人	28.7%
三重県	38人	10人	26.3%
滋賀県	28人	5人	17.9%
京都府	28人	4人	14.3%
大阪府	125人	25人	20.0%
兵庫県	62人	8人	12.9%
奈良県	18人	3人	16.7%
和歌山県	22人	1人	4.5%
鳥取県	17人	1人	5.9%
島根県	21人	1人	4.8%
岡山県	19人	8人	42.1%
広島県	29人	4人	13.8%
山口県	29人	4人	13.8%
徳島県	18人	6人	33.3%
香川県	23人	7人	30.4%

自治体名	3歳未満児		
	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率
愛媛県	35人	13人	37.1%
高知県	25人	6人	24.0%
福岡県	65人	10人	15.4%
佐賀県	19人	6人	31.6%
長崎県	29人	8人	27.6%
熊本県	30人	3人	10.0%
大分県	26人	13人	50.0%
宮崎県	33人	3人	9.1%
鹿児島県	58人	7人	12.1%
沖縄県	34人	21人	61.8%
札幌市	57人	31人	54.4%
仙台市	20人	4人	20.0%
さいたま市	31人	3人	9.7%
千葉市	19人	7人	36.8%
横浜市	63人	16人	25.4%
川崎市	35人	13人	37.1%
相模原市	18人	5人	27.8%
新潟市	15人	11人	73.3%
静岡市	11人	4人	36.4%
浜松市	20人	17人	85.0%
名古屋市	78人	27人	34.6%
京都市	20人	2人	10.0%
大阪市	119人	11人	9.2%
堺市	24人	12人	50.0%
神戸市	51人	5人	9.8%
岡山市	14人	4人	28.6%
広島市	15人	5人	33.3%
北九州市	21人	2人	9.5%
福岡市	18人	13人	72.2%
熊本市	24人	4人	16.7%
横須賀市	3人	0人	0.0%
金沢市	10人	0人	0.0%
明石市	4人	1人	25.0%

国の目標は75%以上

最小0%～最大85.0%
50%到達している自治体

- 浜松市 85.0%
- 新潟市 73.3%
- 福岡市 72.2%
- 北海道 65.3%
- 福島県 59.1%
- 札幌市 54.4%
- 大分県 50.0%
- 堺市 50.0%

代替養育必要な子どもは、大都市を除けば、各自治体で二桁。里親委託はそれほど難しくないはず

出典：子どもの虐待防止センター 理事 奥山真紀子

「次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領における論点整理等」、「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項～こども大綱の策定に向けて(中間整理)」への意見自民党「児童の擁護と未来を考える議員連盟」および超党派「児童虐待から子どもを守る議員の会」合同総会(2023年10月10日)より

どの年齢階層を見ても、「家庭養育2割、施設養育8割」

(2023年2月1日現在)

	家庭養育						施設養育						主な社会的養育 形態合計	
			里親		ファミリーホーム				児童養護施設		乳児院			
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
0～2歳	658	24.7 (8.5)	612	23.0 (10.1)	46	1.7 (2.7)	2,003	75.3 (8.5)	115	4.3 (0.5)	1,888	71.0 (78.5)	2,661	100.0 (8.0)
3～5歳	1,191	31.4 (15.3)	1,032	27.2 (17.0)	159	4.2 (9.3)	2,602	68.6 (15.3)	2,093	55.2 (9.1)	509	13.4 (.5)	3,793	100.0 (11.4)
6～12歳	2,830	22.7 (36.4)	2,142	17.2 (35.4)	688	5.5 (40.2)	9,635	77.3 (36.4)	9,629	77.2 (41.8)	6	0.1 (0.3)	12,465	100.0 (37.5)
13～19歳	3,066	21.6 (39.5)	2,258	15.9 (37.3)	808	5.7 (47.2)	11,141	78.4 (39.5)	11,141	78.4 (48.3)	0	0.0 (0.0)	14,207	100.0 (42.8)
児童合計 ※	7,770	23.4 (100.0)	6,057	18.2 (100.0)	1,713	5.2 (100.0)	25,447	76.6 (100.0)	23,043	69.4 (100.0)	2,404	7.2 (100.0)	33,217	100.0 (100.0)

※ %表示は：上段⇒養育形態別、下段⇒年齢階層別。児童合計には年齢不詳も含む。

出所：こども家庭庁

特別養子縁組も伸び悩み

特別養子縁組の成立件数

2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
474	513	542	495	616	624	711	693	683	580

出典：司法統計年報

<目次>

1. 前例を超え、前例を創る	2
2. 乳幼児期の「愛着形成」こそ「健全養育」の礎	19
3. 「浮浪児対策の延長」と「過少な保護児童数」の日本	26
4. 「家庭養育優先原則」へ大転換。されど、変化の加速なし	33
5. 「親の同意」よりも、「子どもの健全養育」を	45
6. 「タックス・イーター」でなく、「タックス・ペイヤー」を育む	55
7. 家庭養育の加速は待ったなし	65

「社会的養育」では「法律問題」が不可避→児相に常勤弁護士必置を

- 「基本的人権」は、子どもを含め、全国民が等しく享有（日本国憲法）。
- 「要保護児童→社会的養育」問題の多くは、「親の権利」と「子どもの権利」の鋭い対立。
→ 「法律問題」として解決の要（「民法」vs.「児福法」・「こども基本法」）。
—— 「全て児童は、…『適切な養育を受ける権利』…を有する」（児福法第一条）。
- 被虐待児を守り、「健全な養育」を確保するには、「現場での適時適切な法律判断」が必要。
→ 執行現場の児相には、ソーシャルワークを 理解し、迅速に判断できる常駐・常勤弁護士が必要。
—— 「非常勤・契約顧問弁護士」では、ソーシャルワークの現場におらず、一時保護時、親子分離時など、「子どもの権利実現に資する適時の法的判断」は困難。

「要保護児童問題」が「法律問題」である事の例

- 「一時保護」は「行政による、子どもと親、双方の権利を侵害する可能性のある身柄拘束」。
 - ➡ 漸く、令和4年児福法改正で「親権者等が同意した場合等を除き、一時保護開始時の司法関与」を導入。
- 「一時保護時の通学停止」は、子どもに均しく認められている「学校において教育を受ける権利」を侵害。
- 「親の同意が得られないために里親に出せない」との論理は、親の論理優先により「子どもの健全な養育を受ける権利」を侵害し、子どもの「家庭養育優先原則」による愛着形成機会を奪う恐れ。
 - 例えば、乳児院入所2年経過後に初めて里親に措置することは、愛着形成の最重要時期（0～2歳）における健全な養育機会の権利を奪う恐れ。
 - 児童相談所の一部では、要保護児童の措置に関し、**施設か里親かは児相が決める前提で協議**を進め、**同意書**では**「施設や里親」へ預けることに同意**を求めている。

「実親の同意なし」は里親に出さない理由になるか？

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告……のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

(中略)

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

(中略)

④ 第一項第三号又は第二項の措置は、児童に親権を行う者(第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。)又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを選ることができない。

(中略)

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

同意書

児童氏名 (以下「児童」という。)
平成・令和 年 月 日生 (男・女)

児童の、児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項に基づく措置（里親もしくは小規模住居型児童養育事業を行う者への委託又は施設入所、以下「3号等措置」という。）については、下記事項を確認のうえ同意します。

記

- 1 3号等措置中の児童の監護、教育及び懲戒に関する、同児の福祉のため必要な措置については、3号等措置先の里親、小規模住居型児童養育事業を行う者又は施設長にお任せします。
- 2 保護者の課税状況については、地方税法の規定に基づく課税台帳等により貴所において確認されることを承諾し、3号等措置の費用負担については、福岡市の規定どおり期日までに納付します。
- 3 児童が法で定める定期の予防接種及びその他必要な予防接種を受けるにあたって、これらの予防接種の効果や目的、重篤な副反応の可能性、予防接種健康被害救済制度などについて理解した上で、各予防接種実施に係る同意には、3号等措置先の里親、小規模住居型児童養育事業を行う者又は施設長に委任します。
- 4 3号等措置解除については、貴所及び3号等措置先の里親、小規模住居型児童養育事業を行う者又は施設長と協議します。

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市児童相談所長
(福岡市こども総合相談センター)

保護者 (児童との続柄)

住所

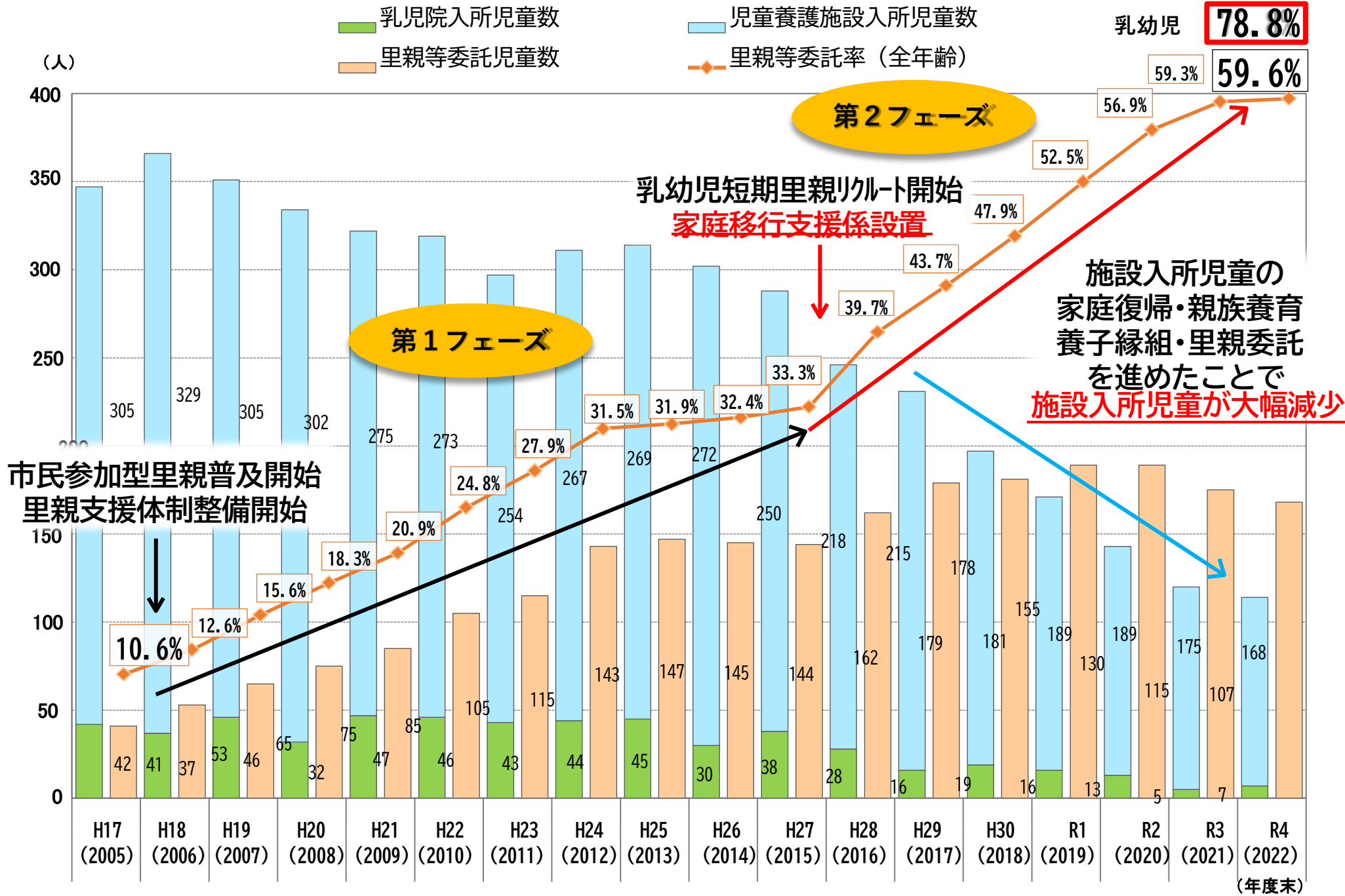
氏名

電話

印

「里親委託か施設入所かは、児童相談所の決定に同意します。」

施設入所児童数・里親等委託児童数・里親等委託率の推移



出典：「家庭養育と虐待予防の推進 ～福岡市のチャレンジ～」 福岡市 こども未来局 こども家庭課 こども福祉係長 福井 充
 自民党・超党派議員連盟合同総会（2023年4月12日）資料より

「乳幼児期は家庭養育」は28年法改正以降、我が国の「大原則」のはずだが！？

- ドイツでは就学前まで、英国では小学校卒業まで、「里親・養子家庭養育」が原則。
——いづれも、施設入所は家庭養育が困難で、特別な専門的なケアが必要なケースに限定。
- 日本でも、平成28年児福法改正論議開始時から、「乳幼児期は施設入所ではなく、原則『家庭養育(里親・養子)』との法律上の明記を、「大臣指示」により繰り返し主張。
➡ 結果、改正法公布時の「局長通知」において、「乳幼児期における家庭養育原則」を「国の原則」として児相設置自治体に明確に発信。

平成28年6月3日、厚労省雇・児局長通知<改正児福法公布通知> (「里親ガイドライン」にも同様に明記)

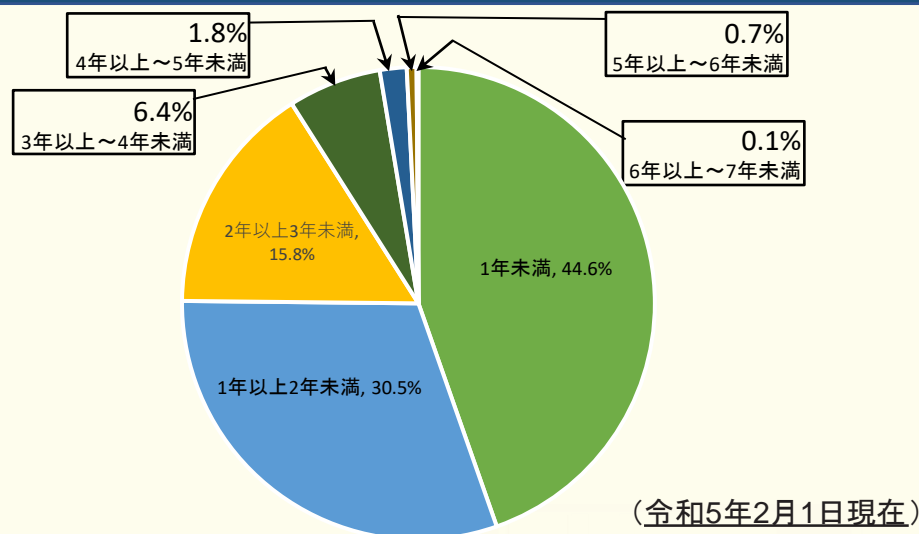
「・・・養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を積極的に推進することが重要である。**特に就学前の乳幼児期は**、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、**養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則**とすることとする。」

乳児院からの措置変更先：施設ウエイトは変わらず

(上段は人、下段は%)

		乳児院退所者									
		家庭復帰へ	家庭と同様の養育環境へ			施設へ		その他			
			里親へ	FHへ	養子縁組へ	養護施設へ	その他施設へ				
平成25年度	人数 構成比	2,131 100%	957 44.9%	307 14.4%	224 10.5%	31 1.5%	52 2.4%	730 34.3%	684 32.1%	46 2.2%	137 6.4%
平成28年度	人数 構成比	1,965 100%	854 43.5%	377 19.2%	280 14.3%	15 0.8%	82 4.2%	611 31.1%	567 28.9%	44 2.2%	123 6.3%
令和元年度	人数 構成比	1,877 100%	736 39.2%	438 23.3%	314 16.7%	25 1.3%	99 5.3%	648 34.5%	531 28.3%	117 6.2%	55 2.9%
令和3年度	人数 構成比	1,539 100%	580 37.7%	390 25.3%	280 18.2%	17 1.1%	93 6.0%	507 32.9%	438 28.5%	69 4.5%	62 4.0%

乳児院の在所期間別在籍児童数について



「里親委託ガイドライン」における記述

1 乳児院からの措置変更する子ども

できるだけ早い時期に家庭における養育環境と同様の養育環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であることから、原則として、里親委託への措置変更を検討する。

(令和3年3月29日現在)

一時保護時も「家庭養育優先原則」だが、全く不徹底

○ 令和3年度の児童虐待が理由の一時保護件数は27,310件であり、そのうち一時保護委託件数は12,107件で、児童虐待を理由とする一時保護総数の約44.3%を占めている。また、一時保護委託先内訳では、乳児院・児童養護施設への委託が合計で6,043件と約5割を占めている。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一時保護所内	12,556 (62.2%)	13,152 (61.8%)	14,468 (57.2%)	16,853 (46.1%)	15,800 (57.7%)	15,203 (55.7%)
一時保護委託	7,619 (37.8%)	8,116 (38.2%)	10,845 (42.8%)	13,411 (53.9%)	11,590 (42.3%)	12,107 (44.3%)
児童養護施設	2,960 (14.7%)	2,860 (13.4%)	3,868 (15.3%)	4,872 (16.1%)	4,113 (15.0%)	4,445 (16.3%)
乳児院	1,274 (6.3%)	1,501 (7.1%)	1,591 (6.3%)	1,857 (6.1%)	1,639 (6.0%)	1,598 (5.9%)
里親	1,161 (5.8%)	1,408 (6.6%)	1,890 (7.5%)	2,658 (8.8%)	2,228 (8.1%)	2,454 (9.0%)
その他	2,224 (11.0%)	2,347 (11.0%)	3,496 (13.8%)	4,024 (13.3%)	3,610 (13.2%)	3,610 (13.2%)
一時保護総数	20,175	21,268	25,313	30,264	27,390	27,310

* ()は、一時保護総数に占める割合。
 ※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

出典：福祉行政報告例

乳幼児短期緊急里親(モデル事業)

大分県

- 背景: 児童相談所が乳幼児を緊急で一時保護した場合、受け入れ可能な里親を探すことは難しい。定員超過や感染症対策のため、乳児院等での受け入れが困難なこともある。県内には乳児院が1カ所。遠隔地からの移送は子どもの負担が高かった。
- 概要: 家庭養育推進自治体モデル事業として、NPO法人chiedsは「乳幼児短期緊急里親事業」を開始(R3.7～) chiedsと契約した里親は、毎月定額の報酬を受け取り、原則、24時間365日、児童相談所から依頼があれば、乳幼児の一時保護委託に応じる。(全国初の取組)
- 役割分担
 - chieds: 契約事務等(報酬支払い)、里親の待機可能日把握、緊急時の必要物品支給
研修等の企画・運営、待機中の里親に対する情緒的サポート(訪問・電話)、意見交換会等の開催
 - 児相: 委託打診連絡、移送、委託中の養育支援(ケースワーク)、児童措置費の支払い
- その他: 乳幼児短期緊急里親は養育里親から選定
地域バランス、養育経験など、募集時の要件を法人・県・児相で協議して決定
- フロー: 法人が児相に案内発出を依頼→**該当地域の登録里親に児相が案内通知発出**→説明会→里親が申込み→選考委員会(法人・学識経験者・県・児相)→選考決定通知→契約締結会→事業開始
- 選考状況
 - R3: 大分市2 別府市1 中津市1 日田市1 計5家庭
 - R4: 大分市3 別府市2 中津市1 日田市1 計7家庭
 - R5: 大分市3 別府市2 中津市1 計6家庭(通年)
 - 大分市4 別府市1 中津市1 計6家庭(年末年始12/28-1/4限定)

出典: 2024.4.23 児童養護議連&子どもを守る議員の会合同総会
「乳幼児短期緊急里親の制度化に向けて～大分県の家庭養育推進の道のりを振り返る～」
大分大学福祉健康科学部社会福祉実践コース (前大分県中央児童相談所所長) 河野洋子

家庭養育推進には、手厚い人員配置が必要

(2024年5月現在)

	里親・家庭移行支援部署		配置人員合計	常 勤	非 常 勤	研修生等	〈参考〉 人口 (2024年4月現在)
			人	人	人	人	万人
福岡市	里親係		7	4	3	—	165
	〈参考〉	地区担当の児童福祉司 (中学生以下の家庭移行を担当) (自立支援係<旧：家庭移行支援係>)	52 (9)	37 (6)	15 (3)	— (—)	
大分県	里親・措置児童支援係	里親班	15	10	4	1	110
		措置児童班	14	14	—	—	

「健全な養育を受ける権利」を真に守る「こどもまんなか政府」への期待

こども家庭庁幹部の気になる発言（「福祉新聞」2023年10月11日配信）

「里親委託を進めることは重要ですが、中には特定の大人との関係づくりが苦手なこどももいます。気持ちにしっかりと耳を傾け、こどもが自分に合う支援メニューを選べることが重要です。施設も役割を果たしてもらいたいと考えています。」



加藤鮎子こども担当大臣やこども家庭庁幹部に言って頂きたい事

「小さい子ども(乳幼児)が、乳児院を含む施設で長く暮らしていると、特定の大人との関係づくりが苦手な子どもになってしまいます。だから、特定の大人との関係づくりが苦手な子どもにならないように、小さい子どもは、全員、ゼロ歳児からを含め、できるだけ小さい時から里親を選べるようにしましょう。」

大きい子ども(学齢児)も、特定の大人との関係づくりができる子どもになるためにも、里親家庭はとても大事な環境です。里親さんは、こういった子どもと関係を作るのが大変なので、里親支援センターを中心として、地域のみみんなで里親子を支援しましょう。」

そして、どうしても、里親家庭での養育が困難な、ケアニーズの高い年長の子どもには、濃厚で温かい専門的ケアを施設が十分提供し、一日も早く里親家庭に行けるようにして頂きたい。年長の子どもは受けません、などと言わずに、施設も、平成28年児童福祉法改正で明示された、新しい時代にふさわしい、高い専門性を発揮する新しい役割を子ども達のために果たしてもらいたいと思います。」

<目次>

1. 前例を超え、前例を創る	2
2. 乳幼児期の「愛着形成」こそ「健全養育」の礎	19
3. 「浮浪児対策の延長」と「過少な保護児童数」の日本	26
4. 「家庭養育優先原則」へ大転換。されど、変化の加速なし	33
5. 「親の同意」よりも、「子どもの健全養育」を	45
6. 「タックス・イーター」でなく、「タックス・ペイヤー」を育む	57
7. 家庭養育の加速は待ったなし	67

2024年改訂版「策定要領」 (社会的養育の基本的考え方)

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」 (2024年3月12日)

(その1)

2. 基本的考え方

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

●こどもの最善の利益を図るための「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障、いわゆるパーマネンシー保障」 (「新しい社会的養育ビジョン」 (平成29年8月2日新たな社会的養育の在り方に関する検討会) より引用。以下同じ。) のためには、まず、市区町村において、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行うべきである。

●そして、代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所は、家庭養育優先原則に基づき、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討する。これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題のあるこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所の措置を行うとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねを継続していく必要がある。

●各都道府県においては、このことを念頭に置いて、こどもの最善の利益を実現するため、市区町村、児童相談所、里親・ファミリーホーム、施設等の体制強化、体制整備のための計画として、現行計画を見直して新たな計画を策定する必要がある。

里親等への委託推進:一時保護時、障害児、数値目標、措置変更

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」 (2024年3月12日)

(その2)

2. 基本的考え方

(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取り組み

● 代替養育を必要とするこどもに対しては、一時保護時や何らかの障害のあるこどもも含め、「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要がある、特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、こどもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」(平成28年6月3日付け雇児発0603第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「平成28年改正児童福祉法公布通知」という。)に基づき、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする。

● 国においては、遅くとも令和11年度までに、全ての都道府県において、乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現するための取組を推進する。各都道府県においては、こどもの権利やこどもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであることから、個々のこどもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とするこどもの数の見込み等を踏まえ、全ての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう、数値目標と達成期限を設定する。

(中略)

3. 項目ごとの策定要領

(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取り組み

なお、上述した国の数値目標を既に達成している又は達成する見込みのある都道府県にあつては、(ii)~(iv)を確実に実行するとともに、国の数値目標を超え、100%を目指した目標を設定すること。

(中略)

(iv) 施設入所が長期化しているこどもについては、こどもの課題に応じて早急に自立支援計画の見直しを行い、里親等委託を検討する必要がある。特に乳児院に入所しているこどもについては、できるだけ早い時期に家庭における養育環境と同様の家庭環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることがこどもの心身の成長や発達には不可欠であることから、原則として里親等委託への措置変更を行う必要があること。

施設の小規模化等今後のあり方、新設抑制

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(2024年3月12日)

(その3)

3. 項目ごとの策定要領

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

● 全ての都道府県において、里親等委託を推し進めることにより生じる施設の必要定員数の減少を踏まえ、安易に定員増を伴う施設の創設を行うことなく、地域のニーズを的確に捉えた上で、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組について以下の①・②について計画を策定すること。

(中略)

(x) 就学前の乳幼児期は、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託が原則であることから、特に乳児院においては、入所児童が低減していくことを見据え、家庭復帰が見込まれない場合や、効果的な実親支援に影響しないことなど、こどもにとって不利益にならない範囲において、児童相談所の管轄区域に関わりなく広域での調整による入所も選択肢の一つとして検討するなど、安易に定員増を伴う創設を行わないとともに、これまで培ってきたアセスメントの専門性を活かし、妊産婦のほか、在宅で不適切な養育をされている乳幼児や実親、里親・里子に対しても総合的に支援を実施できる社会資源として、一層の機能転換を図る必要がある。

(中略)

(vi) 既存の施設内ユニット型施設についても、概ね5年程度を目標に、確実に小規模かつ地域分散化を行うための人材育成計画を含めた計画を立てる。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて、積極的に活用を進めていくことが求められる。また、下記のような心理職や医師、看護師などの即時対応ができるケアニーズが非常に高いこどもへの専門的なケア形態への転換を図ることも可能である。

(中略)

(vii) 小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高いこどもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数(将来的には4人まで)の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない(概ね4単位程度まで)ことが求められている。

2024年改訂版「策定要領」 特別養子縁組への支援の強化

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(2024年3月12日)

(その4)

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

iii 縁組成立後の支援について

特別養子縁組については、児童福祉法により都道府県の業務として、養子、養親、父母その他養子縁組に関する者への支援が規定されている。^(注)「児童相談所運営指針」に沿って、縁組成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続するとともに、それ以後も必要な状況把握や情報提供、助言その他の援助を行うこと。

(注) 児童福祉法からの抜粋

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

(中略)

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

(中略)

チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

フォスタリング機関による里親等支援

「新しい社会的養育ビジョン」【抜粋】（平成29年8月2日）

《フォスタリング機関とは？》

里親のリクルート、登録から子どもの委託、措置解除に至るまでの一連の過程及び委託後の里親養育（一連の包括的な業務をフォスタリング業務と呼ぶ）は、里親とフォスタリング業務を行う組織がチームを組みながら行うことで質の高いものとするのが求められる。そのため、フォスタリング業務を包括的に行う機関（以下、フォスタリング機関）は十分な専門性と経験を積んだ多職種人材からなるソーシャルワークを集団で行う組織であることが必須である。（P33）

《「家庭養育優先原則」の徹底とフォスタリング機関創設》

（5）乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標

特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止する。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。（P3～4）

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」【抜粋】（平成30年7月6日）

- ・ 2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築すること。（P14）

里親養育包括支援（フォスタリング）事業イメージ

リクルート、研修、マッチング、支援等を通じた一貫した里親支援体制

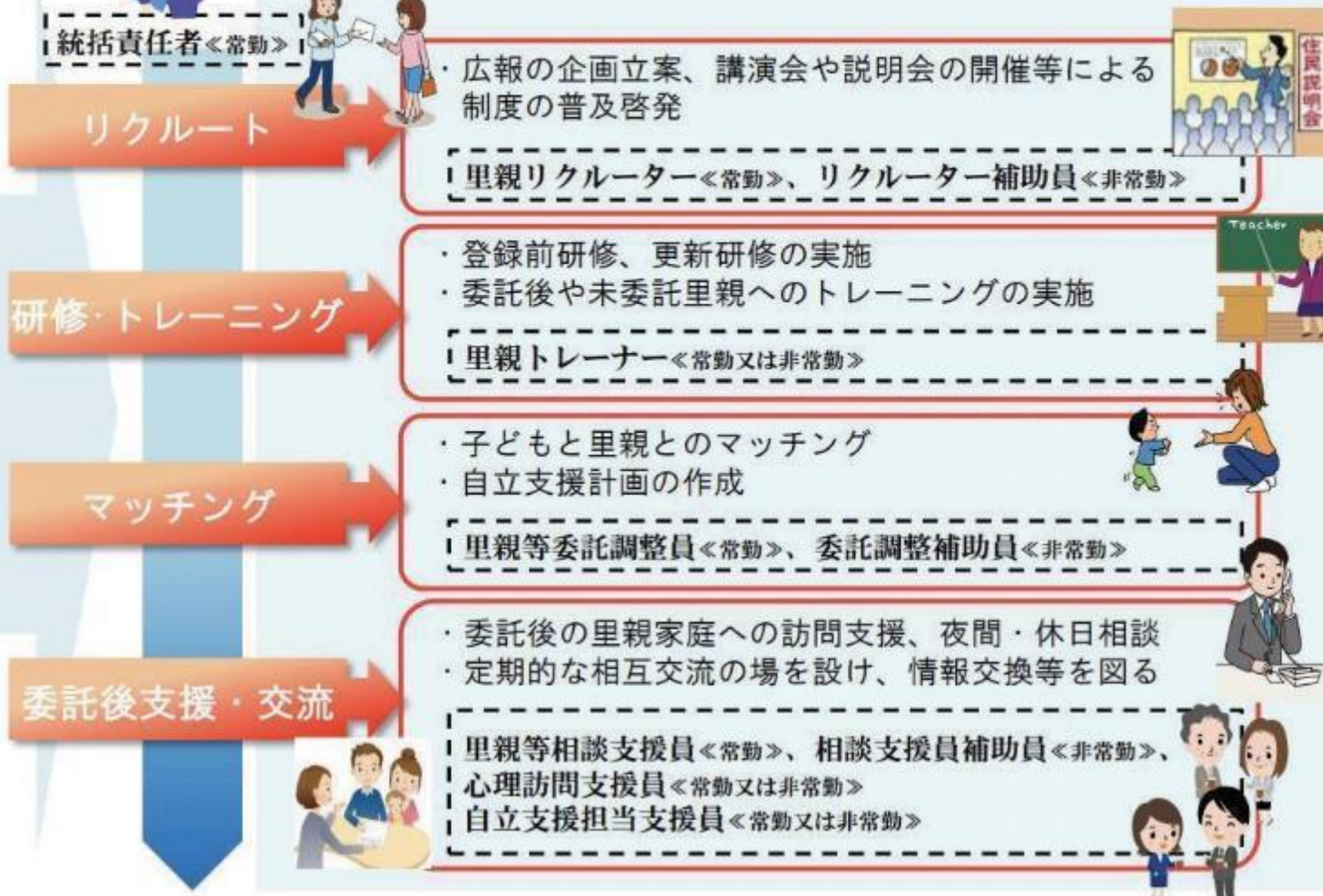


都道府県
(児童相談所)

事業の全部又は
一部を委託可能



社会福祉法人
NPO 等



里親制度の概要

○里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、

- ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設
- ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」と「養子縁組を希望する里親」とを制度上区分
- ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、研修を義務化
- ・平成29年度から、里親の新規開拓から委託児童の自立支援までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けるとともに、養子縁組里親を法定化し、研修を義務化

○里親が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は6人まで（委託児童については4人まで）
 なお専門里親については委託児童2人まで

※里親が行う養育に関する最低基準第17条第1項及び第2項

種類	養育里親		養子縁組里親	親族里親
	要保護児童	専門里親		
対象児童	要保護児童	次に挙げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと
登録里親数	12,934世帯	728世帯	6,291世帯	631世帯
委託里親数	3,888世帯	168世帯	314世帯	569世帯
委託児童数	4,709人	204人	348人	819人

※里親数・児童数は福祉行政報告例（令和4年3月末現在）

里親に支給される手当等

※令和6年度単価

里親手当
 養育里親 90,000円（2人目以降：90,000円）
 専門里親 141,000円（2人目：141,000円）

※令和2年度から2人目以降の手当額を増額

一般生活費（食費、被服費等。1人当たり月額）乳児 64,120円、乳児以外 55,530円

その他（幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職支度費、大学進学等支度費、医療費、通院費等）

子どもリエゾンえひめ～つなぐ、愛ある未来を～



NPO法人役員

(敬称略)

理事長	山内 幸春	元児童相談所 所長、社会福祉士、養育里親
副理事	西崎 真理	小児科 医師
副理事	射場 和子	弁護士
理事	石丸 世志	元児童福祉司、公認心理師
理事	塩崎 千枝子	社会福祉士、保護司、養育里親
監事	寺坂 史子	愛媛県女性保護対策協議会 副会長
アドバイザー	塩崎 恭久	前衆議院議員、元厚生労働大臣、養育里親

19

里親を広げる



街頭活動



チラシ・パンフレットをお渡しし、里親制度を知っていただくことができました。

茶話会



松山市内のカフェでお茶を飲みながら里親制度についてお話しする会を行っています。



重点地区を中心にチラシの全戸配布を行いました。

茶話会を通して約10名の方が里親登録に進まれています。
(2024年4月現在)

22

里親を広げる



講演会・フォーラム

設立記念講演会(2023年6月)

「おねがいゆるしてゆるしてください」ゆあちゃんのSOSから社会で子どもたちを守るために私たちにできること



講師：木下 あゆみ氏
(国連子どもとおとなの連携センター
小児アレルギー科医長 育児支援対策室長)



参加者：
250名

第1回 子どもリエゾンえひめフォーラム

(2023年9月)

里親養育・フォスターケアはどこに向かうのか
～福岡市における18年間の道のりを踏まえて～



講師：藤林 武史氏
(西日本子ども研極センターあかしセンター長
精神科医師)



参加者：
180名

23

里親と子どもとの出会いを支える



里親と子どもに寄りそい、支える

リエゾンカフェ



里親さんや里親に関心のある方が集い、おしゃべりをしたり里親さんの悩みを聞いたりして広く里親さんたちとつながっていく会です。

令和5年度には計10回開催し、約40名の方が参加くださいました。

25

これからの子どもリエゾンえひめ



第2回 子どもリエゾンえひめフォーラム

2024年

9/29(日)

基調講演講師

奥山 真紀子 氏

(子どものこころ専門医、日本子ども虐待防止学会 理事、
前 国立成育医療研究センター 統括部長)



会場

愛媛県医師会館 5階 ホール

(松山市三番町4丁目5-3)

★オンライン(zoom)でもご覧いただけます

基調講演のほか…
・パネルディスカッション
・パネル展示
などを行う予定です。
皆さまのお越しを
お待ちしております！

26

お気軽にお問い合わせください



NPO法人

子どもリエゾンえひめ

公式HP



理事によるコラム
「つながる」
更新中です！

〒790-0807

愛媛県松山市平和通2丁目1-2 大萩ビル201

☎089-993-8727

HP: <https://liaison-ehime.com/>

Instagram



LINE



X(twitter)



Facebook



フォロー、いいね
お願いします！

28



17 里親養育包括支援推進事業費

愛媛県

令和6年度当初予算(案)
予算額 87,698千円

社会的養護を必要とする子どもの里親等委託を一層推進するため、里親支援センターを設置し、里親のリクルートや里親への研修、里親と子どもとのマッチング、訪問・相談支援などの包括的な里親養育支援を行う。

お問い合わせ先
保健福祉部生きがい推進局
男女参画・子育て支援課
(089-912-2410)

指標	施策	24 児童虐待の防止と社会的養育の充実 KGI 里親等委託率の上昇	現状値	24.7% (R4年度)
			目標値	34.8% (R8年度)
	細施策	24-1 子育て支援環境の充実による児童虐待の防止 KGI 行政機関における未確認児童(福祉サービス等の利用がない児童)数	現状値	63人 (R4.12時点)
			目標値	36人 (R8年度)

事業イメージ **KPI** 里親登録世帯数(親族里親を除く) **現状値** 267世帯 (R5.11時点)
(県社会的養育推進計画の年次目標の達成) **目標値** 351世帯 (R8年度)

事業概要

愛媛県社会的養育推進計画 (R2年3月)

代替養育が必要な場合は、家庭養育優先原則を念頭に、子ども一人ひとりの意向を踏まえた方針決定ができる体制を整備する。

❖目標値：里親等委託率

年齢区分	R4目標値	R4現状	R11目標値
3歳未満	38.0%	43.5%	72.0%
3歳～就学前	39.3%	25.7%	77.0%
学童期以降	22.0%	26.9%	33.3%
全体	25.5%	27.5%	42.0%

1 里親支援センター運営委託費 68,672千円

(1) 業務内容

児童相談所や関係機関と連携し、主に次の里親支援業務を包括的に行う。

- ①里親制度の普及啓発、里親リクルート
- ②里親法定研修や各種トレーニングの実施
- ③里親と児童のマッチング(児童相談所への里親候補の提案等)
- ④家庭訪問等による相談支援
- ⑤里親等委託児童の自立支援



※業務開始予定日：令和6年8月1日

(2) 委託先 民間団体 (社会福祉法人、NPO法人等) 2団体 «公募»

2 里親支援センター開設準備補助事業 16,000千円

里親支援センター開設のための備品購入等の必要経費を補助する。

3 里親等委託の推進に係る事務関係経費 3,026千円

課題 里親登録世帯数(親族里親を除く) 267世帯
うち **受託世帯数45世帯(受託率17%)** [R5.11.1時点]
●多様なニーズを持つ子どもの委託(マッチング)が大きく進まない

方向性 **リクルート段階からの伴走型による包括的な里親養育支援**
●里親委託判断に必要な里親家庭情報(近況、養育能力等)の蓄積
⇒ 個々の子どもに最適な里親を選定
●不調(委託里親と子どもの不適応)防止のためのきめ細かな相談支援

▶ 養育の知見や専門性のある民間機関に業務委託

<目次>

1. 前例を超え、前例を創る	2
2. 乳幼児期の「愛着形成」こそ「健全養育」の礎	19
3. 「浮浪児対策の延長」と「過少な保護児童数」の日本	26
4. 「家庭養育優先原則」へ大転換。されど、変化の加速なし	33
5. 「親の同意」よりも、「子どもの健全養育」を	45
6. 「タックス・イーター」でなく、「タックス・ペイヤー」を育む	57
7. 家庭養育の加速は待ったなし	67

家庭養育推進施策における今後の課題等（その1）

（児童相談所、制度等）

- 中核市への児童相談所必置化（保健所並び）
- 全ての児童相談所に「里親・養子推進係・課（仮称）」、「家庭（移行）支援係・課（仮称）」を設置、専門担当者を増員
- 里親、養子、ファミリーホーム、施設での「ケアニーズに応じた措置費制度」の早期創設
- 特別養子縁組の位置付け明確化、支援等強化（統計、支援、経済的支援、研修強化、フォスタリング事業化等）
- 全ての一時保護に司法関与を。一時保護時の子どもの通学権等権利保障の徹底。一時保護における「家庭養育優先原則」（里親委託など）の徹底。
- 全児相設置自治体での「アドボケイト制度（意見表明支援員）」の整備
- 「在宅措置」の本格制定、「通所措置」の創設 → 「予防」の徹底
- ICT・AI活用を含む要保護児童の情報の早期一元・共有システム化（モバイル端末活用により、現場対応迅速化）
- 施設の高機能化・多機能化の推進、施設体系の見直し
- 児童相談所、施設等を客観評価する「日本版Ofsted」の創設

（里親養育、特別養子縁組の推進）

- 全ての児童相談所に「里親・養子推進係・課（仮称）」を設置、専門担当者を増員（再掲）
- 里親支援センター（フォスタリング機関）空白区の早期解消、専門性・質向上（研修等）
- 里親・養子・ファミリーホーム制度における専門性向上、多類型化（含む「一時保護里親」）、研修の頻回化、日常的助言体制充実。
- 里親、養子、ファミリーホーム、施設での「ケアニーズに応じた措置費制度」の早期創設（再掲）
- 里親支援センター（フォスタリング機関）の実効性ある第三者評価（含む「アウトカム」）
- TVでのゴールデンアワー放映等、政府広報の格段の強化

家庭養育推進施策における今後の課題等（その2）

（「予防」を含む「家庭支援」の強力推進）

- 全ての児童相談所への「家庭（移行）支援係・課（仮称）」設置。「在宅措置」、「通所措置」等を含め、虐待予防、親子関係再構築に向けた保護者等支援など「予防」を推進するとともに、里親家庭、養子家庭、ファミリーホームへの家庭支援を格段に強化。
例：「ショートステイ里親」推進、など。

（基礎自治体による家庭養育支援）

- 市区町村による実効性あるソーシャル・ワーク、児相相談所・里親支援センター・児童家庭支援センター・民間NPO等との連携
- 「こども家庭センター」はじめ、市区町村における子ども家庭担当ソーシャルワーカーの能力（研修体制）、人数とももの増強

（全国の官民人材の資質向上）

- 「こども家庭福祉士（仮称）」の早期の国家資格創設

（逆境体験児童へのメンタルケア充実）

- 医学教育における教育充実、児童精神科医療の診療報酬の格段の引き上げ、人員配置基準の格段の強化、「隔離室」の廃止など。
- 米国 CDC の ACEs Study 等を参考に、逆境体験の長期的影響に関する研究の開始 ➡ EBPMへ

「ケアニーズに応じた措置費」検討に参考となる米国・ワシントン州政府の報酬体系

Phase 1 – Caregiver Support Level Payments for Licensed Caregivers

Implementation January 1, 2024

	LEVEL 1	LEVEL 2	LEVEL 3	LEVEL 4	LEVEL 5	LEVEL 6	LEVEL 7
New Support Levels	Basic Maintenance Foster Care	Support Needs: Adolescent Low Needs	Support Needs: Chronic Physical Health	Support Needs: Developmental Disability	Support Needs: Developmental Disability & Chronic Physical Health	Support Needs: Moderate Mental Health	Support Needs: Complex Mental Health
Rates for Caregiver Support Levels Based on Age – Levels 2-7 rates include Basic							
Age: 0-5	\$722	N/A	\$1,407	\$1,749.50	\$2,092	\$2,434.50	\$2,777
Age: 6-11	\$846	N/A	\$1,531	\$1,873.50	\$2,216	\$2,558.50	\$2,901
Age: 12+	\$860	\$1,202.50	\$1,545	\$1,887.50	\$2,230	\$2,572.50	\$2,915



社会的養育人材の能力・量の充実こそ急務

- ★ 専門人材による科学に基づく「子どものソーシャルワーク」を能力・量ともに発展、充実させる事こそが急務。格段のスピードアップが必須。
- ★ こども家庭庁は、自治体・民間に丸投げ、突き放しをせず、全国の要保護・要支援児童が、等しく、一定水準以上の能力ある人材の下で健全養育されるよう、人材育成・確保態勢の実現に責任を負うべき。
- ★ そのため、国家資格としての「子ども家庭福祉士(仮称)」導入をはじめとする「社会的養育エコシステム」を、責任をもって構築、常時その維持に責任を負うべき。

- 児童相談所人材の能力向上、充実
- 市町村・福祉・教育現場人材の能力向上、充実
 - 自治体は「子ども家庭福祉士(仮称)」等中核的専門人材を長期配置。研修充実。
 - フォスタリング機関人材の能力向上。
- 里親・特別養子養親・ファミリーホーム養育者の能力向上、充実
 - 国は、研修の格段の質・量向上を、自治体は、「上乘せ、横出し」を実践。
 - 「登録前研修＋5年毎更新研修」⇒「登録前研修＋頻回研修＋専門研修」、「特別養子養親研修」
- 児童福祉施設の人材の能力向上、充実
 - 高機能化、多機能化にふさわしい専門人材の必置化。施設採用要件の「中学卒」は再考すべき。
- 児童精神医学の充実
 - 医学教育、診療報酬体系、人員配置基準の見直し、「医療と福祉の融合」等。
- 司法人材の能力向上

子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上（6. 関係）

出所：厚生労働省(2022年2月)

- 子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、**一定の実務経験のある有資格者や現任者**について、国の基準を満たした認定機関が認定した**研修等を経て取得する認定資格**（※）を導入する。

※社会的養育専門委員会（審議会）の報告書では「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」とされているが、名称は今後検討

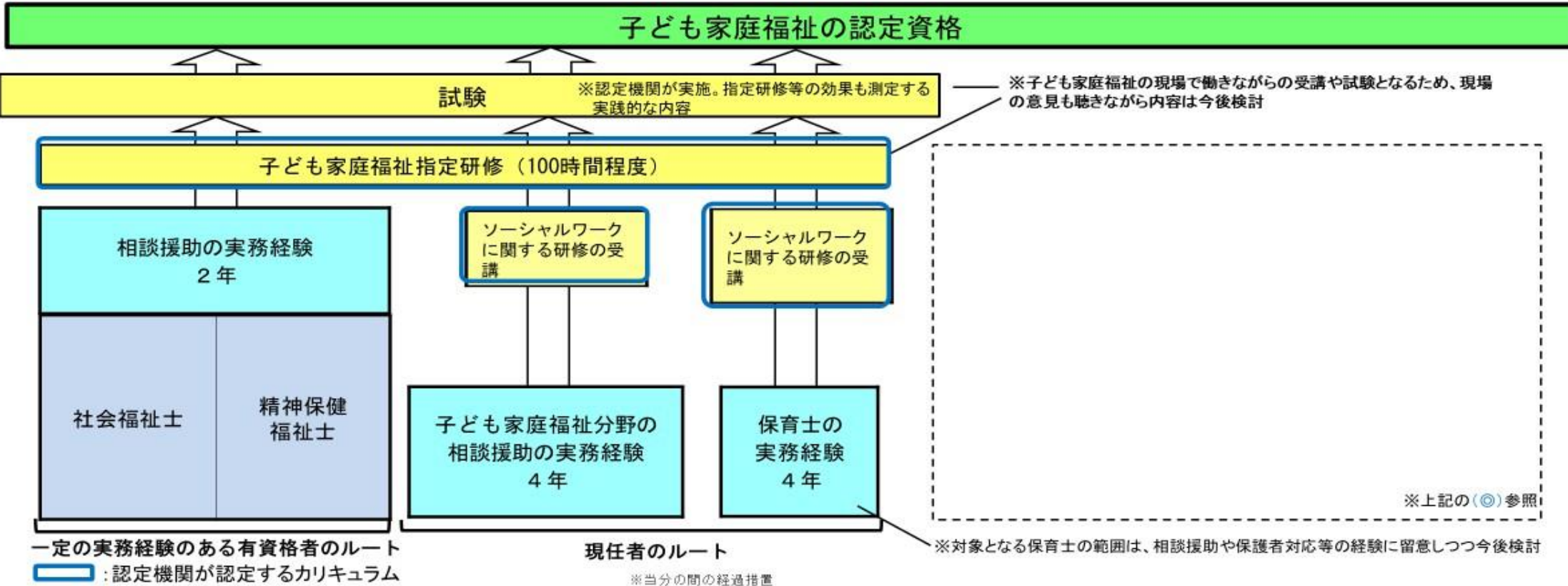
- この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして**児童福祉法上位置づける**（※1）。また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み（概ね5年→概ね3年の実務経験（※2））や施設等に配置するインセンティブを設定する。

※1：児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項についての確かな措置を実施するのに十分な知識等を有する者として規定し、認定機関の認定の枠組み等は下位法令等に規定。

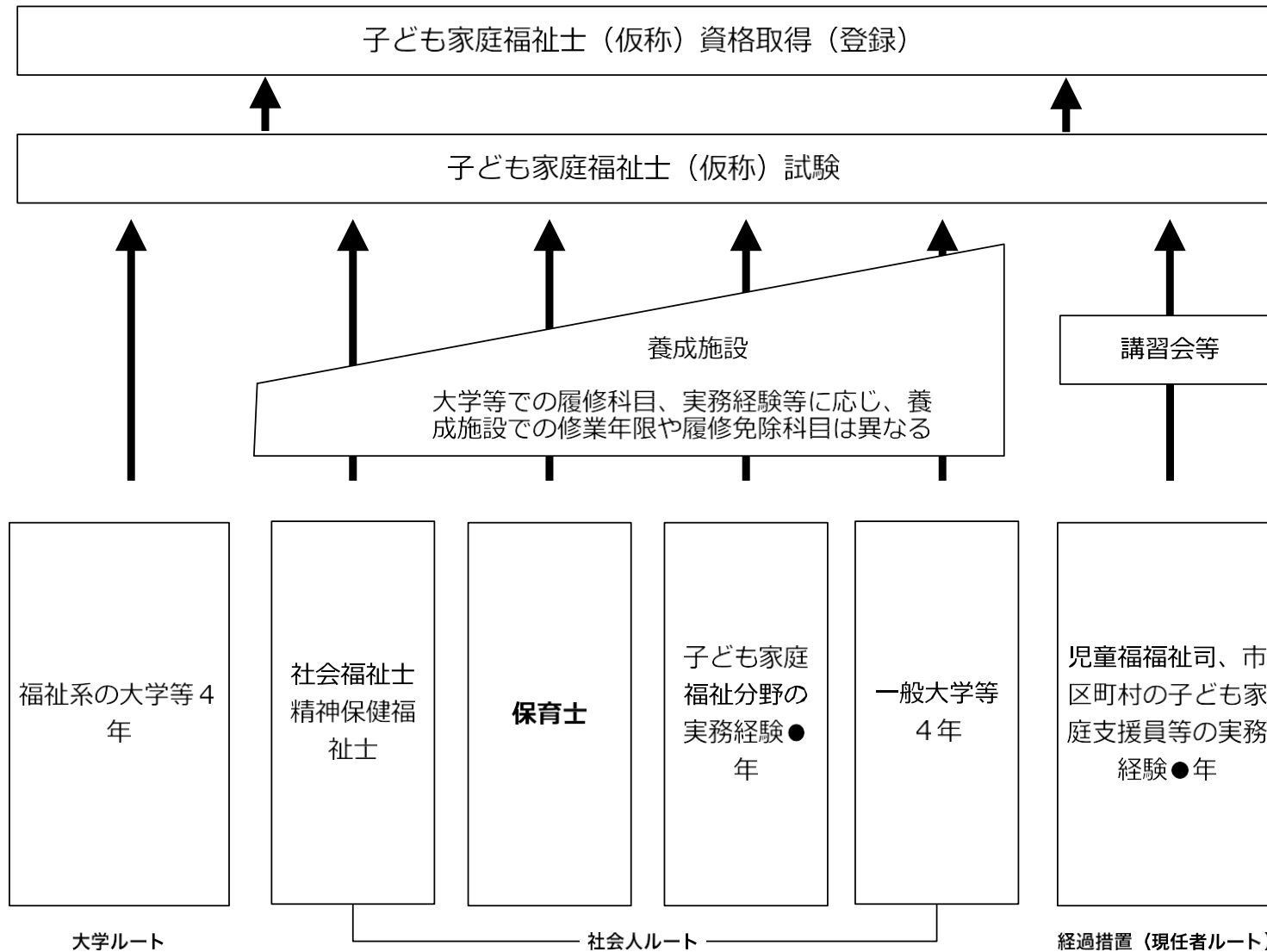
※2：要件の短縮は、他のソーシャルワークの現場での経験があるなど、子ども家庭福祉の実践的な能力がある場合に限ることとする。

- 新たな認定資格の取得状況その他の施行の状況を勘案するとともに、下記（※）の環境を整備しつつ、**児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者に関して、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、認定資格の施行（R6.4）後2年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。**（◎）

※その者が実施すべき業務の内容、必要な専門的な知識・技術や教育課程の内容の明確化、養成するための必要な体制の確保、その者がその能力を発揮して働くことができる場における雇用の機会の確保



「子ども家庭福祉（仮称）」資格取得ルートのイメージ



「特別養子縁組」の取り扱いの改善、充実

- ★ 平成28年児福法改正により、特別養子縁組は児童相談所の正規の業務化。しかし、制度自体は裁判所所管であるなどから、「児童相談所取扱い特別養子縁組件数」の全国データすら存在しない状態。結果、養子成立後は「普通の親子」と整理され、養親、養子のケアニーズを充たしていない可能性。
- ★ この際、省庁縦割りの弊害を克服し、「こども家庭庁」が創設されたこの機を捉え、制度、扱いを「個々の子どもの健全な養育実現」の観点から一元的に、さらに大きく見直す要。
 - 特別養子縁組関連諸統計の整備、一元把握、公表(児童相談所・民間団体扱い双方)
 - 養子縁組成立後、養子が18歳到達までの養子家庭へのケアニーズに応じた支援、養親研修の義務化、充実。
 - 養子家庭へのケアニーズに応じた支援・経済的支援提供を義務付けるとともに、養親への研修をフオスタリング業務の対象とすべき。
 - 医療費の無料化、高等教育就学支援制度の対象化など、里親制度との整合性確保。
 - 民間団体関与ケースも、児童相談所関与により、同等の扱いへ。
 - 養子縁組成立後の養子を含め、子ども全般が利用可能な、独立した相談窓口の設置(3桁番号の新設等)。
 - 養子縁組データの国による集中管理により、「出自を知る権利」を保障するとともに、国際養子の適切性を審査、データ管理。

(参考)

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」
(2024年3月12日)から抜粋

iii 縁組成立後の支援について
特別養子縁組については、児童福祉法により都道府県の業務として、養子、養親、父母その他養子縁組に関する者への支援が規定されている。「児童相談所運営指針」に沿って、縁組成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続するとともに、それ以後も必要な状況把握や情報提供、助言その他の援助を行うこと。

「『里親支援センター及びその業務に関するガイドライン』について」から抜粋
(こども家庭庁支援局長通知、2024年3月29日)

○ また、養子縁組成立後の養親及び養子への支援についても、都道府県(児童相談所)の業務として法第11条第1項第2号に規定されていることから、
・ 都道府県(児童相談所)及び里親支援センター等が、フオスタリング業務に連続するものとして、養親及び養子への支援を実施することや、
・ この支援について、フオスタリング業務に付随するものとして、当該里親支援センター等以外の機関に委託することも考えられるが、いずれの場合においても、支援の連続性が確保されることが望ましい。なお、養子縁組成立後の支援については、多機能化した乳児院・児童養護施設や養子縁組民間あっせん機関を積極的に活用することも検討すること。

「こども真ん中」社会へのパラダイムシフト

- 「保護パラダイム」
(施設養育) ➡ 「養育パラダイム」
(里親など家庭養育)
- 「虐待等からの救出」
(「保護」で完結) ➡ 「逆境体験の克服」
(「心のケア」重視)
- 「大人の都合優先」
(サプライサイド偏重) ➡ 「子どものニーズ最優先」
(ディマンドサイド重視)
- 「里子は可哀そう」
(事実の隠蔽) ➡ 「里子は皆で育てよう！」
(社会にオープンな里親子)
- 「タックスイーターを容認」 ➡ 「タックスパイヤーを育む」
(世代間連鎖) (自立の促進)

」の創設

子ども、とりわけ乳幼児期の発育は、一生を決める。

●発育しつつある「子どもの一日」と、「大人の一日の重みには、雲泥の差。

●大人は、「今日も明日も殆ど同じ」だが、子どもの「明日は今日とは全く違う」。

●「子どもの1年」は、「大人の10年」にも匹敵。

●「大人は待っても大差ない」が、「子どもは待てない」。



子どもには、スピードこそ決定的に重要。